

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 9 年 3 月 2 3 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

平成29年3月23日

開　　議	9時30分
日程第1	諸般の報告
日程第2	一般質問

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○吉本議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として、追加の出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○吉本議長 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、11番、上野耕志議員、12番、玉田隆紀議員、16番、尾和弘一議員、8番、田中宏幸議員、14番、市來利恵議員、15番、増田浩二議員、以上6名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、11番、上野耕志議員、総括方式で質問願います。

上野耕志議員。

○上野議員 おはようございます。

11番、上野耕志でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私の質問は2点ありまして、1点目は施政方針であった高齢者用スポーツ施設整備について、それから、2点目としまして、紀泉台地区の湧き水問題、これについてお伺いいたします。総括方式でやりますので、よろしく申し上げます。

まず1点目の質問ですけれども、全国で健康寿命アップ、この前の県政報告会でも、知事のほうからそういうお話もありました。そのための議論がなされておりますけれども、それに伴ってか、市長の施政方針においても、高齢者のスポーツについて述べられておりました。

また、同僚議員からも同一趣旨の意見書も提出されておりますけれども、改めて高齢者用スポーツ施設整備の新設計画について、現段階の計画をお伺いします。

それから、2点目の紀泉台の湧水問題なんですけれども、昨年の秋ごろから水が湧くというようなことを、パンダ公園という公園があるんですけれども、その周辺の住民の方がボランティアで草刈りをやっておりますけれども、水がグラウンドの土の上に浮いてきているというようなことを発見しまして、これは大変なことが起こるんじゃないかというような心配から、周辺の何軒かが寄って、なぜ、どうしたんやろうというようなことで心配しておりました。

そして、自治会長を通じまして、市のほうへ連絡したところ、早速見に来ていただいた。そして、地元の水道業者を通じて、重機をもって掘削したり、十数カ所掘削もしていただきました。そして、水の湧いている、あるいは水がたまっている箇所を確認して、いろんなことをやってくれまして、大変感謝をしております。しかし、いまだに原因がはっきりわかりません。

そこで、現在までの調査をしていただいた結果、あるいは経緯、そういうことをお伺いしたいと、こういうふうに思いますので、よろしくお願いします。

○吉本議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

上野議員のご質問、高齢者用スポーツ施設整備についてをお答えいたします。

超高齢化社会を迎える中で、高齢者の方々が、日常的、継続的な医療、介護に依存することなく、日々健康で生きがいを持って暮らしていける環境づくりは、これからの重要な課題であると考えています。中でも、スポーツに触れる機会を提供することは、健康の維持・増進、体力の向上に有効だけでなく、精神的充足やストレスの軽減、さらには他人との交流やコミュニケーションの機会が得られ、社会参加が促されるといった利点があります。そのため、高齢者の方々に心身ともに健康で自立した生活を営んでいただくために、高齢者用スポーツ施設の整備を進めてまいります。

詳細については、事業部長から答弁させますので、よろしくお願いします。

○吉本議長 事業部長。

○船戸事業部長 おはようございます。

まず、高齢者スポーツ施設整備についてですが、国庫補助事業の採択の条件となる都市計画決定を行うため、施設の場所や内容などにつきましては、平成29年度の基本設計により決定してまいります。

なお、施設につきましては、屋外スポーツを基本として、高齢者に人気の高いゲ

ートボール、パークゴルフ、グラウンド・ゴルフ、ペタンクなどから選定してまいります。

次に、紀泉台地区の湧水問題についてお答えいたします。

まず1点目、これまでの調査内容及びその結果についてですが、平成28年11月7日に紀泉台自治会長より、山下公園（通称パンダ公園）中央部からの湧水発生の連絡がありました。当初は、水道管からの漏水を疑い、水質検査及び掘削による水道管の漏水調査を行いました。その結果、水道施設が原因でないことが判明しました。

この湧水の原因についてですが、公園内の複数箇所を掘削した際に、深さ30センチ程度のところに止水を目的とした厚み10センチのコンクリート板を確認しており、また、開発前の昭和33年の航空写真では、ちょうど公園部分に谷筋があり、和歌山県土地開発公社が開発していた当時から湧水が発生していたものと思われます。開発後、約40年経過していることから、経年劣化や草木の根によりコンクリート盤がひび割れ、今回、湧水が発生したものと考えています。

なお、京奈和自動車道のトンネル工事との因果関係について、国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所に問い合わせたところ、トンネルと公園との距離が約400メートルも離れていること、湧水を調査した結果、アルカリ度数が低いこと、さらにトンネルは地下水を集めて排水するといった特徴があり、工事後、水位が下がることはあっても、上がることは考えにくいとのことから、今回の湧水は、トンネル工事に起因するものではないとの回答でした。

市としましては、平成28年12月17日に住民説明会を開催し、湧水の状況等を説明した上で、パンダ公園からの湧水量の計測を週に一度実施しているところです。

次に、これからの対応についてですが、この公園はもともと湧水が多い箇所であるということに鑑み、湧水を排水しやすく、かつ湧水の状況を目で見えやすくするため、公園中央付近に集水ますを設け、そこから管渠で排水し、公園として復旧するとともに、湧水の経過観察を続けてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

上野耕志議員。

○上野議員 1点目の高齢者のスポーツ関係なんですけれども、先ほど答弁の中では、高齢者に人気の高いゲートボールあるいはパークゴルフ、グラウンド・ゴルフ、ペタンク等から選定していくとのことでした。現在、岩出市の体育協会に加盟している団体の協会名、そしてまたチーム名、あるいはその人数、会員数、これをひとつ

お聞かせ願いたいと思います。

それから、2点目の湧き水問題の件ですけれども、今の答弁では、この公園といえますか、この地域はもともと湧き水が多いと。京奈和自動車道のトンネルは400メートル以上も離れているから問題ないんだというようなことを言っておられました。それから、公園の中央部に集水ますを設けて、水を排水するというので、湧き水がおさまればいいんですけれども、経過の観察を徹底する中で、湧き水がおさまれば、皆さん心配なくなるんですが、おさまらない場合、市としては、今後どうということをお考えになっているのか。この2点をお願いします。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

まず、高齢者用スポーツ施設のほうなんです、平成28年度の加盟団体等は、ゲートボール協会3チーム、22名、パークゴルフ協会1チーム、83名、グラウンド協会3チーム、116名、ペタンク協会1チーム、50名となっております。

それから、パンダ公園の湧き水がおさまらない場合ということですが、先ほどご答弁いたしましたとおり、この公園は開発時から湧水が発生しており、今後も湧き続けるとお考えですので、集水ますと管渠により、恒久的に排水していかなければならないと考えております。

○吉本議長 再々質問を許します。

上野耕志議員。

○上野議員 1点目の高齢者のスポーツ施設の件ですけれども、今の答弁では、唯一市内で施設がないのはパークゴルフ場でございます。それにもかかわらず、2番目に会員数の人数が多いということです。その理由はおわかりいただいているんでしょうかね。

私は、パークゴルフを七、八年前にある方に連れて行っていただいて、そして、今現在、紀美野町のふれあい広場にパークゴルフ場があります。そこで36ホールの本当にゴルフ場並みのミニチュア版ですね。そういうきれいな山を利用して、春には桜の花が咲き、それから秋には紅葉を見、そういうところで芝生を踏みながら、みんなでわいわいがやがやと、高齢者の方が楽しくスポーツをやっていると。

ただ、スポーツをやって歩くだけではなくて、みんなで大きな声で、ゴルフと同じですから、ゴルフの経験のない方、OBであるとか、あるいはバーディであるとか、そういう要望は難しいかもわかりませんが、70を回った、80過ぎた人も

おられますけれども、本当に楽しく、OBや、ホールインワンやと言いながら、楽しくやっております。これこそ健康にいいスポーツではないかと。

グラウンド・ゴルフにしても、ゲートボールにしても、あるいはペタンクにしても、すぐ近くに場所が、スペースがそんなに要らないものですから、やっている人数があるんだと思うんですけれども、唯一、岩出市内に施設がないにもかかわらず、大勢の会員がおります。

協会を立ち上げてもらって、行政の協力を得まして、協会に入れていただいて、もう二、三年になるんですかね。それでも、今、八十三、四名の会員がおります。また、この4月19日の水曜日、ことし2回目の岩出市の協会のパークゴルフ大会というコンペがございまして、それにも約70名ぐらい、春だったら、もっと来るんですかね。そういう人数でコンペをします。平均年齢と申しますと、大体75歳ぐらいです。市長よりまだ1つ、2つ上の方が平均年齢で、80を超えた方も二、三名おります。私、4月で66歳になるんですけれども、私より10歳以上年上の方がほとんどですね。

それが、子供のころのように、大きな声で、さっき言ったように、「おう、入った。」「あっ、OBや。」「転がった。」と言いながら、わいわい、がやがやと本当に元気で、本当に80歳かなというような感じで回っておられます。

ただ、会場が紀美野町の山の上まで行かないかんで、9時スタートで、8時半に集合となりますと、家を7時半には出ないかんと。そうすると1時間ぐらいかかります。その車の運転が大変で、ちょっとよう行かんという人が、やっぱり年々、多少ふえてきております。そのかわり、新しい人もまた入ってきている。常に八十数名の岩出市の会員だけでもおりますけれども。

ぜひ、パークゴルフ以外の、今の3種目、これも大事なんですけれども、パークゴルフ場をできれば計画してやっていただいたら、もっと元気な高齢者がふえ、これは先ほど市長が言われたように、医療費の削減とか、あるいは入院する人が減るとか、そういう健康寿命アップにもつながると思いますし、もう1つは、パークゴルフを知らない人が多分多いと思うんです。これを近くで、1回行ってみると、何とおもしろい競技やなど。年いってもできるな。

これは高齢者だけじゃないんですね。平日は高齢者が時間がありますから、高齢者が多いんですが、土日に行ってみますと、家族連れ、親子で回って、あるいは友達同士の女性ばかりで回っている方もおります。ですから、どの年齢層でも男女関係なく、同じ条件で青いグリーンの上を歩いて、ゴルフのような感じで、ルール

は少しありますけれども、少し覚えていただければ大変楽しいスポーツで、皆さん、元気に年いってでもできる、こういうふうに思っております。

ですから、場所もまだどこにするのか決まっていないうですけれども、今後、29年度で決定に近づけていくというのであれば、ペタンクやゲートボールや、あるいはグラウンド・ゴルフも含めてですけれども、岩出市にないパークゴルフ場、何とかつくっていただければ、元気な高齢者がふえていくんだらうと、こういうふうに思います。

ただ、予算的にほかの3種目のスポーツよりもつくるのに高くつくんですね。大体数億単位の金がかかると聞いております。これは、今、かつらぎ町で計画してつくりかけております。あと3年ぐらいしたらできるそうなんです。36ホールで約3.5ヘクタールぐらいの土地が要ると聞いております。36ホールあればコンペはできますので、他府県からも来てパークゴルフを楽しんでいただけるというようですけれども、これができて、これよりも、恐らく、紀美野町のほうが、あれは日本一と言われているんですね。北海道に幾つもあるんですけど。しかし、日本一と言われている紀美野町よりもいいもんつくろうと思ったら、かなりの金もかかるし、そういう風景の環境の整った山間の広場が要りますから、ちょっと無理かとも思うんですけれども、近くでパークゴルフのおもしろみを知っていただくため、検討課題の中の最優先課題として考えていただけたらと思うんですが、その辺について伺いたします。

それから、湧き水問題ですけれども、きょう、傍聴席に、紀泉台の自主防災会のいつも一生懸命やってくれている方が傍聴に来てますけれども、常に自主防災会を中心に、紀泉台のあちこちを見て回って、例えば、富田病院の近くの調整池の水位が上がったとか、あるいは下がったとか、今のパンダ公園以外の場所からも水がちよっと湧いてるよというようなところもチェックしてくれています。

市のほうで、自治会長から去年連絡させていただいて、早速、いち早く穴を重機で掘削していただいて、配水管からの漏水ではないかとか、あるいはどこから湧き水が湧いているのかとか、そういうことをやってくれたことについては、自治会全員、ほとんど感謝しております。

しかし、原因がつかめないまま、いまだに水がちよろちよろと出てきていると。パンダ公園というのは、現地見てもらったらわかるんですけれども、山の裾野にあります、そんなに広い公園ではないんです。ただ、その下に何百軒という家が建ってます。そして、公園を囲っている擁壁自体、これは今の間知石のようなしっか

りしたのではなくて、ちょっと細長いブロックの親方みたいなものを積んでいるだけのことで、これが水が飽和状態になって行き場がなくなったときに、その水が一気にブロックの擁壁を壊して、ざあっと土砂災害になった場合に、下の数十軒、何百軒という家が被害をこうむると。ですから、近隣に住んでいる人からいうと、本当の身の危険を感じているわけです。

以前、広島でもありました。田辺の山合いでも土砂災害があったと。だから、あれだけ、もう40年近くたっている紀泉台の土地が、そういうふうには崩壊することはないだろうと思ってずっときた中で、年末にそういう湧き水問題が起きたと。そうすると、やっぱりその近辺に住んでいる人からいうと、これは地震がゆったり、あるいは長雨が続きたり、未曾有の大豪雨が来たりしたときに、その擁壁が一気にどさっと来んかなという心配は今でも持っています。

市のほうで調査していただいて、今のところ、トンネルの件も問題ないだろうという、国交省が調べていただいて大変ありがたいんですけども、いまだに、皆、不安を感じております。

私も紀泉台に住んでいます。山本議員も住んでいます。やっぱり紀泉台にいる人間は、みんな同じ思いでおります。市のほうでやるとこまでやっていただいて、また、これからも監視していただくということですけども、自主防災会を中心に、紀泉台の自治会を含めて、そういう対策チームをつくって、自助・共助・公助でないですけども、自分たちの生命・財産を守るために、1回、研究・調査やってみようかというような話まで上がっております。

そこで、今まで一生懸命現場へ足を運んでいただいて、掘削していただいて、あるいはいろんな調査やっけていただいています。音を聞き、水を調べ、これはありがたいんですけども、今後、我々の対策チームが立ち上がって、そして調査・研究し出したときに、再度、また市のほうに無理をお願いせないかんようなことも生じる可能性が十分あります。

そのときに、やっぱりご協力いただけるかどうかということを確認したいと思いますので、ご答弁よろしく申し上げます。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 上野議員の再々質問にお答えします。

まず、高齢者スポーツ施設の競技の選定についてなんですが、先ほどの各協会と相談しながら、今のご意見も参考にして決めていきたいと考えております。

それと、パンダ公園の湧水についてなんですが、今後、湧水の経過観察をしていく中で、その体制をきっちり整え、地元の方々とも協力しながら、国や県に情報提供して、相談もして、観察を続けていきたいと、そう考えております。

○吉本議長 以上で、上野耕志議員の一般質問を終わります。

通告2番目、12番、玉田隆紀議員、一問一答方式で質問願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 12番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

今回は、災害対策について3点、耐震対策について2点、道路照明について1点、質問をいたします。

まず、1番目の災害対策についてですが、関西地方を襲った阪神・淡路大震災の発生から早くも22年がたち、想像を絶する被害をこうむった東日本大震災から6年がたち、さらに、昨年4月16日には熊本県、大分県を中心とする九州地方を襲った熊本地震が発生、甚大な被害に遭われました皆様のご冥福と一日も早い復興と復旧を心よりお祈り申し上げます。

また、和歌山県においても、東南海・南海地震発生のおそれがあり、南海トラフプレート間地震の発生確率では、30年以内の発生確率が約70%と非常に高い結果が出ております。過去の大規模災害により多くの皆様が甚大な被害に遭われましたが、我々は、そのつらい教訓を生かし、大規模災害に対し、さまざまな備えをしなければなりません。

最近では、数々の災害の教訓と行政のさまざまな取り組みにより、住民一人一人の防災意識が高められております。しかし、全ての市民が大規模災害に向けた万全の体制をつくることは非常に難しく、最低限度の備えをつくるのが大半ではないでしょうか。災害発生時に市民の皆様が最も頼りにしているのは、各避難所ではないでしょうか。

そこで、1点目に、災害用備蓄品の現状についてお聞きをいたします。

2点目に、避難所の備蓄倉庫の現状と今後の対策についてお聞きをいたします。

次に、災害発生後、被災した宅地が、余震や水害等により、さらなる倒壊の危険性が予想されますが、近くを通行する市民の皆様や宅地付近に行かざるを得ない市民の皆様を二次災害から命を守るために重要なのが、被災宅地危険度判定士です。大規模地震が発生した場合、県外からの応援要員がすぐに活動できる見込みはないらしく、熊本地震発生後でも、応援要員の到着後、宿泊施設の確保など、受け入れ

体制に手間取ったケースがあったそうです。やはり地元での体制が重要であるというものでありました。

そのことから、3点目に、岩出市における被災宅地危険度判定士についてお聞きをいたします。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 玉田議員ご質問の災害対策についての1点目、災害用備蓄品の現状についてと、2点目、各避難所の備蓄倉庫の現状と今後の対策について、一括してお答えをいたします。

市では、総合保健福祉センターやサンホール、各地区公民館等に非常用食料品として、乾パン5,736個、クラッカー3,500食、アルファ米9,600食など備蓄し、物資として、毛布1,699枚、紙おむつ3,728枚、女性用品8,960個などを、発電機や投光器などの資機材とともに分散備蓄しております。

また、平成27年度からは、毎年、市内の小中学校2校ずつに防災用備蓄倉庫を順次整備しており、現在、簡易トイレ9セット、マイレット2,000個、紙おむつ1,864枚などを保管しております。

また、自主防災組織に対しては、防災用備蓄倉庫を初め、リアカー、油圧ジャッキ、発電機など災害時に地域で必要となる資機材の購入に対し補助を行っております。万一の発災時には、これらの物資を活用するとともに、事業所から食料品、資機材等の調達ができるよう、災害協定の締結をしています。

今後の対策としましては、熊本地震などでも問題となった避難所におけるプライバシーに対する配慮について、避難生活で必要となる間仕切りなどの配備に取り組んでまいります。また、災害時には、行政等が行う公助はもとより、住民一人一人の防災活動である自助と地域の自主防災組織等が連携して行う防災活動である共助が大変重要となることから、住民に対しては、地震に対する危機感を常に持っていただき、ふだんから近所同士で助け合う体制づくりや家庭での非常持ち出し袋の準備などについて、引き続き啓発を行ってまいります。

以上でございます。

○吉本議長 事業部長。

○船戸事業部長 3点目、岩出市の被災宅地危険度判定士についてお答えします。

被災宅地危険度判定とは、大規模な地震または大雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、宅地の二次災害を防止し、住民の安全を確保するために、

被害の発生状況を迅速かつ的確に判定するもので、その判定士には、平成29年3月現在で、岩出市職員で11名、市内の民間の方で10名登録されています。

○吉本議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 今、避難用備蓄品について、また備蓄倉庫について答弁をいただきました。避難所の備蓄品の中で、主に食料となるものは、各拠点である施設に保管してあるということでございます。当然、災害が起きますと、その中心のステーションから各避難所に避難物資を提供していく、配送していく、こういう流れかなと、こういうふうに思っております。

しかしながら、先般、公明党和歌山県本部としまして、和歌山県下の小中学校の避難所におけます防災の現状についてのアンケート調査を行いました。その中で、岩出市におきましては、岩出小学校が約489名、避難されるであろうということです。これ全員、全てがその人数がそこに来られるかどうかということは別なんです、それだけは収容できるという可能性があるということで、山崎小学校においては664名、山崎北小学校については669名、根来小学校については503名、上岩出小学校については624名、中央小学校については586名、岩出中学校におきましては864名、岩出第二中学校におきましては971名という、こういう予想をされております。

しかしながら、この現状の多くの市民の皆様が避難できる大きな場所、施設にありましても、水の確保すらできていないというのが現状でございます。確かに、支援物資や、今、多く備蓄していただいております。しかしながら、大規模災害となりますと、道路が使えるかどうか分からない。ましてや、支援物資を配達する車さえ使えるかどうか分からない、そういう現状が想像できます。過去、大規模な災害を見れば、予想をはかるかに超えるような現状が生まれているのが現状であります。

そういった中で、多くの方が命からがら助けを求めて避難所に集まるわけです。せめて、小さい子供さんなり、また高齢者の皆様、また赤ちゃんの皆様が、少しでも命をつなぐために、水分補給なり、またミルク等、また高齢者におきましては乾パンの1つでも与えられるような、少しでもそういう体制をとるのが非常に重要ではないかなと思うんですが、その点の今後の考え方について、お聞きしたいと思っております。

そしてまた、防災用備蓄倉庫の件なんです、年次的に計画をもってふやしてい

くということもあります。しかしながら、備蓄倉庫といいましても、これだけ大勢の皆様を対応する備蓄倉庫というのは非常に難しいところもございます。そこら辺も、今後いろんな課題があるんですけども、この備蓄倉庫におきましても、今現状では、段ボール紙の簡易トイレの備蓄とか、そういった食べ物以外の物資ということなんで、今後、その備蓄倉庫については、飲料水等も考えながら設置をしていく考えがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 玉田議員の再質問にお答えをいたします。

各避難所における備蓄物資、食料についてということでありました。乾パンであったり、クラッカーであったりということで、我々、備蓄をしてございます。先ほども申したんですけれども、再度、乾パンあるいは食料についての数を申させていただきます。

まず、乾パンにつきましては5,736個あります。これにつきましては、各地区公民館であったり、また既に配備をしております山崎小学校、中央小学校等にも配備してございます。あと、コミセンであったり、サンホール等にも備えつけておるといってございます。

あと、クラッカーについては3,500食、これについては公民館を中心に、それぞれ350個ずつの10カ所で、3,500の数を配備しております。

あと、保存用の備蓄のパンということで、これにつきましても、山崎小学校、中央小学校を初め、あと、各地区公民館に300個ずつ程度、それぞれ分けて配備をさせていただきます。

あと、アルファ米につきましても、あいあいセンター、それから小学校、それから公民館を中心に700個から800個程度、ばらいて、これも備蓄をしてございます。

あと、細かいところと言いますと、保存用のビスコであったり、それから、子供さん用の粉ミルクであったり、こういうようなものにつきましても、それぞれ分散して配備してございます。

あと、保存水につきましても、ペットボトルで保管をしておるんですけども、岩出におきましては、浄化するための機器も準備をしておりますし、また、昔から井戸水を使っているご家庭もあるということで、この保存水だけでなく、水については確保ができると、我々は考えてございます。

それから、2点目の防災用の備蓄倉庫についてですけれども、27年度は山崎小学

校と中央小学校に配備をいたしました。これからの計画ですけれども、今年度、平成28年度につきましては、岩出中学校と岩出第二中学校に配備を既にしたところでございます。

それから、平成29年度は、根来小学校と上岩出小学校、それから、最終年度ですけれども、平成30年度は岩出小学校と山崎北小学校に配備をしてまいります。

倉庫の中に置くものにつきましては、簡易トイレであったり、マイレット及び食料品を整備していく予定でございます。保存水等につきましても、先ほど質問ありましたけれども、必要に応じて配備をしていきたいと、そのように考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 またご答弁をいただきました。確認であります。今、いろんな食料品の備蓄について答弁をいただきました。各学校においてそれを備蓄しているということで理解していいのか、先ほど、一番最初に答弁していただいたところと、また各公民館に備蓄をしているということで、各小学校には備蓄はされていないという理解でいいのか、各学校にちゃんと備蓄をしているという理解であるのか。その1点と、それと、先ほど質問するのを忘れたんですが、被災宅地危険度判定士についてなんですが、今、岩出市職員で11名、民間で10名ということでございます。今後、判定士をふやしていく考えがあるのかないのか、そういう計画をお聞かせ願います。

以上です。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 玉田議員の再々質問にお答えをいたします。

私、先ほどちょっと説明不足で申しわけありませんでした。小学校につきましては、今のところ、備蓄倉庫を整備しているのは、平成27年度に整備をいたしました山崎小学校と中央小学校でございます。この山崎小学校と中央小学校につきましては、乾パンであったり、保存用の備蓄のパンであったり、アルファ米等を配備しているところでございます。この後、随時、備蓄倉庫が整備されれば、同じように配備を続けてまいります。

以上でございます。

○吉本議長 事業部長。

○船戸事業部長 再々質問にお答えします。

判定士をふやす計画はどうかということなのですが、災害の発生に備えて、平成28年度で5名の増員を行っておりまして、今後も計画的に増員を図りたいと考えております。

○吉本議長 これでは、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 次に、2番目の耐震対策について、2点質問いたします。

地震発生時に住民の命を守り、少しでも被害を最小限に抑えるためには、耐震診断、そしてまた耐震対策が重要であることから、1点目に、岩出市木造住宅耐震診断の現状と課題についてお聞きをいたします。

2点目に、和歌山県では、耐震診断基準が昭和56年5月31日に建築された住宅から平成12年5月以前に建築された住宅にも適用されるようになるそうですが、今後、岩出市における対応と新たな耐震診断基準の導入について、お聞きをいたします。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 玉田議員ご質問の岩出市木造住宅耐震診断の現状と課題についてお答えします。

平成16年の補助制度創設以来、本年度末までに515棟の診断を実施してまいりました。近年におきましては、診断後の耐震改修に重点をおき、制度拡充やPRを行った効果もあり、診断を受けられた方の耐震改修件数が増加しております。平成29年度予算におきましても、耐震改修件数を7件から3件増の10件を計上しており、今後もより一層のPRを行い、1棟でも多くの家屋の耐震化を図ってまいります。

次に2点目、新たな耐震診断基準の導入についてお答えします。

議員ご質問のとおり、和歌山県では、来年度より県補助制度の拡充として、平成12年5月以前に建築された木造住宅について、新たに診断対象とします。岩出市におきましても同様に、来年度以降、対象とすることとし、今後、要綱改正等の事務手続を進めてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これでは、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 次に、3番目の道路照明について質問いたします。

紀泉台西入り口から南へ延びる道路に、道路照明器具が設置をされております。国道24号線と和歌山バイパス中黒交差点より南方面には道路照明灯が設置されておられません。歩行者利用の利便性をさらに向上するために、今後設置する考えについてお聞きをいたします。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 道路照明についてお答えいたします。

道路管理者が設置する道路照明灯は、歩行者及び自転車等、夜間交通の安全の確保及び防犯を目的として、2車線以上及び歩道付きの市道で、交通量及び住宅密集度等を考慮して設置しております。

議員ご質問の市道相谷中島線の中黒交差点より南方面、国道24号からさぎのせ公園につながる市道下中島松原線までの間ですが、平成29年度に隣接耕作者の同意を得た上で、道路照明灯を設置するよう進めてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、玉田隆紀議員の3番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

通告3番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

まず第1点であります。岩出市の一般職員と非常勤職員の格差の解消についてお聞きをしたいと思います。

安倍政権下において、アベノミクスが語られておりますが、その中身は、低額働かせ放題の労基法改悪、首切りの自由化、労政審解体など、長時間労働の規制と云いながら、年間720時間を超え、繁忙期には月100時間という過労死ラインを超えることは規制などと言えません。

また、同一労働、同一賃金と云いながら、人材活用の仕組みが違えば基本給が違って不合理的ではないという空手形の乱発であります。日本には非正規労働者が全労働者のほぼ4割を占め、2,000万人とも、現在言われております。

年収200万円未満の人が、9年連続で1,000万人もふえており、6人に1人が生活

するのに、生活いっぱいの状況にあります。

ある大学では、世紀の教職員の給与のカットは労働条件の不利益変更に当たり、現行法上、実施が困難だからという、要するに1年契約の職員は簡単にカットできる、不満ならやめろという政策をとっております。

過去、私はこの格差解消について、岩出市に質問した際、それを承知で雇用されているという岩出市の答弁がありました。全くどこにおいても同様の認識であるということをつくづく感じておりました。労働契約法第20条の均等待遇の精神など、どこ吹く風であるのが実態であります。

そこで、以下の質問を行いますので、岩出市長の答弁を求めたいと思います。

まず第1点に、岩出市職員として働いておられる皆さんの現状をお聞きをしたいと思います。賃金及び労働条件において、どのような格差が、差別があるのか、具体的に回答を求めたいと思います。

2番目に、正規職員と臨時職員、非常勤の数はどのような実態にあるのか、過去5年間と比較して、現在の実態をお聞きをしたいと思います。

3番目に、今後、この格差・差別の解消に向けて、どのように取り組みをしていくのか、市長の答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 通告書に基づき、答弁をさせていただきます。

尾和議員ご質問の一般職と非常勤職員の格差の解消についての1点目、格差の実態はどうかについてお答えいたします。

まず、職員の給料について申しますと、採用後2年目の事務職の給料月額19万100円、保育士職は16万6,200円、業務員は15万5,800円です。

次に、臨時職員について申しますと、事務補助員の賃金については月20日勤務で月額14万800円、保育士職で16万4,200円、業務員で21万4,600円となっております。

休暇等の労働条件については、臨時職員については、有給の休暇として、年次有給休暇、公民権行使の際の休暇、裁判員等として出頭する際の休暇、親族が死亡した際の休暇、災害等による出勤困難な際の休暇があります。また、無給の休暇としては産前産後休暇、育児時間休暇、子の看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、病気休暇があります。

次に、2点目の正規職員と臨時職員数についてですが、現在と5年前の人数を各課別にお答えをいたします。

申し上げます順番は、まず所属課名を申します。その後に、平成29年3月1日現在の正職員数と臨時職員数を申し上げ、その後に、5年前、平成24年3月1日現在の正規職員数と臨時職員数を課別に順次申し上げます。

まず、平成29年3月1日の数字から申します。市長公室、正職員7名、臨時職員ゼロです。それから、同じく市長公室の平成24年のときは、正職員7名、臨時職員ゼロです。

同じく、その順番で申してまいります。

総務課、平成29年は18人と3人、平成24年、19人と3人。

財務課、29年は7人とゼロ人、24年は7人とゼロです。

それから税務課、29年は20人とゼロです。それから、24年は19人と1人です。

市民課、29年は8人とゼロです。それから、24年は9人とゼロです。

福祉課、29年は15人と7人です。それから、24年は21人と3人です。

子育て支援課、29年は8人と1人です。この課につきましては、24年当時はありませんでした。

それから、生活環境課、29年、7人と1人です。それから、24年は6人とゼロです。

次に、クリーンセンター、17人と19人です。それから、同じく24年も17人と19人です。

保健推進課、29年、14人と4人です。24年は12人と2人です。

保険年金課、29年は18人と1人です。同じく、27人と8人です。

それから、長寿介護課、29年は14人と8人です。長寿介護課につきましては、平成24年当時はありませんでした。

それから、土木課、18人とゼロです。それから、24年の土木課については14人とゼロです。

都市計画課、4人とゼロです。都市計画課の24年は7人とゼロです。

産業振興課の29年は7人とゼロです。その当時、農林経済課でありました産業振興課、9人とゼロであります。

それから、地籍調査課ですけれども、これにつきましては、29年、ことはありませんけれども、平成24年当時を申しますと、8人と1人です。

それから、農業委員会、29年は3人とゼロです。農業委員会の24年は1人とゼロです。

上下水道業務課、これにつきましては、29年が9人とゼロです。それから、24年

は10人とゼロです。

上水道工務課、29年は10人と2人です。それから、24年当時は、上下水道工務課と申しておりましたけれども、その当時は11人と2人です。

下水道工務課の29年は10人とゼロです。下水道工務課につきましては、24年はありませんでした。

続いて、出納室、29年は4人とゼロです。同じく、24年は4人とゼロです。

議会事務局は3人とゼロです。24年も3人とゼロです。

教育総務課、14人と27人、それから、24年当時は14人と21人です。

生涯学習課、29年は17人と17人です。それから、24年は15人と13人です。

岩出図書館、29年は5人と2人です。その当時の図書館ですけれども、図書館係ということで5人と2人です。

それから、民俗資料館、2人と1人です。24年は2人は2人です。

次、保育所に参ります。岩出保育所、10人と12人です。それから、24年当時は10人と10人です。山崎保育所、19人と19人です。同じく、24年は14人と12人です。当時山崎北保育所がございました。13人と11人です。それから、根来保育所、29年は15人と16人、それから、24年は14人と11人。上岩出保育所、14人と13人、24年度は14人と11人。

地域子育て支援センター、29年は2人と3人。それから、24年当時は1人と3人です。

合計を申します。平成29年3月1日現在の正職員は326人、臨時職員は156人、平成24年3月1日現在の正職員は319人、臨時職員は135人。

以上が、2点目の説明でございます。

それから、次に、3点目の格差の解消に向けての取り組みはどうかについてでございます。

平成29年3月7日に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案が閣議決定され、法案が国会に提出されました。この法律は、一般職の非常勤職員の任用等について、法律で任用の制度を明確化するとともに、非常勤職員に期末手当の支給が可能となるよう、地方公務員法等を改正するものです。法案が施行されれば、非常勤職員に期末手当の支給が可能になり、賃金の格差の解消にもつながります。今後、国からの非常勤職員の任用についての取り扱いの詳細が示されてくるとおられますので、制度改正の情報収集に努め、制度改正に取り組んでいきたい、そのように考えてございます。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。實際上、総数として、臨時職員、いわゆる不安定な非常勤職員の方は、5年前に比べて、135人から156人、すなわち21名の方が、實際上、非常勤職員としてふえてきているというのが実態ではないかと思うんですね。

だから、そこで問題なのは、今、最後に格差是正の問題で答弁がありました、非常に遅い、いわゆる実態にある。年間、所得にしまして、岩出市の職員で非常勤の方は、實際上、幾らあるのか、総額として。それから見ていく必要があると思うんですが、それとあわせて、期末手当が支給されていない。ここら辺をどのように解消していくのか。そして、先ほども言いましたが、労働契約法の20条で、同様な仕事をしている場合は、同一の条件を満たすようすべきだという基本法律があるわけですけれども、それについてもいまだに改善がされていないというのが実態であろうと思うんです。

そこら辺をどのように改善をしていくことが、今大切だと思うんですが、今の答弁では、政府のほうから指針が出た場合に、制度改正にしていくということですが、いつぐらいに、それをめどとして考えておられるのか。格差是正、いわゆる賃金の面とあわせて労働条件の格差を縮めていくのかということが大切やと思うんですが、その点について、再度ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

まず、総額の話が出ましたので、総額の話をごさせていただきます。正規職員には期末手当が支給されております。年収で申し上げます。事務職は306万7,555円、それから、保育士職は273万8,916円、業務員は342万8,810円であります。

それに対しまして、臨時職員の事務補助員でございます、171万3,600円。保育士職は209万1,600円、業務員で297万7,200円でございます。この金額につきましては、先ほど月額で申し上げたものを年額に改めたものでございます。

それから、期末手当が支給されていないじゃないかと、臨時職員についての話ですけども。これにつきましては、臨時職員の賃金につきましては、平成24年4月に見直しを行い、それまで期末手当を支給していたところですが、臨時職員からの要

望等もあり、期末手当を廃止し、賃金額に振りかえ、増額した経過があります。

それから、解消の時期はいつごろになるかということでございますけれども、これはまだ法案が国会に提出されたばかりでございます。先ほどの答弁の繰り返になりますけれども、法案が施行されれば、非常勤職員に期末手当の支給が可能になり、賃金の格差の解消にもつながります。今後、国から非常勤職員の任用についての取り扱いの詳細が示されると思われますので、情報収集に努めてまいりたい。

以上でございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 基本的に、いわゆる正職員と非常勤職員、いわゆる臨時職員の方ですね、職場内では、市民の皆さんが窓口に来られて、この方が非常勤職員だと、正職員だという色分けはないんですよね、実際上は。仕事をする上において、同じような仕事の業務をやられておるんですね。しかし、現実的には、今、総務部長が答弁ありましたが、賃金の格差で約100万ぐらいの開きが年間あるわけです。

こういう実態をいつまでも放置をするということは、これは同一労働、同一賃金の観点から言えば、それを一日も早く解消していくという努力が、みずから地方自治体のほうでやるべきだと。格差是正、働いている人たちの立場に立って物事を考えるならば、そこら辺をいかにして早く縮めていくのかということが求められているのであります。

余談になりますが、3月14日というのは、1883年に資本論を書いたマルクスの命日になります。60歳以上の方は、一度は手にしたことがあると思うんですが、日本においても、富が過剰に一部の人に集中して、多くの方が貧困に苦しんでおられる。こういう実態を解消するためには、基本的にどうあるべきか。労働者の権利を守り、労働者の雇用形態に起因する差別をなくしていくと、こういう姿勢が、私は行政から自主的にやっぱりやっていくべきだと。みずから、人権を守り、差別をなくしていこうという立場に立てば、そういう発想は私はないと思うんですね。行政みずからが、その差別解消のためにどうしていくのかということが問われているんだと、私は常々思っております。

官製ワーキングプアと言われている200万余りの手取りしかない、賃金しかない労働者、156名、今現在おられるということでありますので、この方の労働条件向上のために、一日も早い施策をもってどう改善していくか。このことを強く申し上げて、市の答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

同一労働、同一賃金の話が出ましたので、それについてですけども、まず、政府は、平成28年12月20日にガイドラインの案をまとめて示されてございます。その中には、賃金の骨子となる基本給については、非正社員の経験能力が正社員と同一なら同一の支給を、違うのなら違いに応じた支給をしなければならないと、こういう基準をまず示されてございます。

それから、地方公務員について申しますと、地方公務員法の第24条第1項、これについては、職務給の原則がうたわれてございます。地方公務員の給与決定に際しては、地方公務員法の第24条第1項の規定に基づき決定をしております。内容は、職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならないということでございます。以上のことから、我々は、この賃金、あるいは給与について決定をさせていただいておるということでございます。

以上でございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開いたします。

休憩 (10時35分)

再開 (10時50分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続き、2番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、受動喫煙対策について質問をさせていただきたいと思っております。

今、日本人でたばこを吸わない人が受動喫煙で肺がんを発症して死亡するリスクは、受動喫煙がない人に比べて約1.3倍に上昇していると、国立がん研究センターを中心として、研究班が昨年8月末に発表されております。国内の9本の研究論文をまとめて解析し、科学的に証明されたのは今回が初めてだと言われております。

1984年から2013年に発表された喫煙者の夫がいる非喫煙者の妻を対象に解析したところ、受動喫煙がある人は、ない人に比べ、肺がんリスクが1.28倍上昇しているということでもあります。いわゆる家庭で旦那さんがたばこを吸うて、奥さんがたば

こを吸わない奥さんに対して、肺がんのリスクが1.28倍上昇しているということがあります。

今回の成果を踏まえて、肺がんのリスクは確実にとなり、また、できるだけ避けるから避けるに修正されたのであります。喫煙室でたばこを吸っても、ドアの開閉により、そのたびに煙は拡散をしているのであります。

また、喫煙者のたばこの煙は早く、6メートルから8メートルぐらい影響があると言われております。現に岩出市役所内の問題についても同様のことが起きているということ認識すべきだと思っております。

そこで、1番目に、健康増進法改正案で、三段階の規制を行い、敷地内禁煙、屋内禁煙、禁煙室設置可の屋内禁煙に分けて規制し、悪質違反には努力義務から過料を科すという改正が出てきております。今回の改正によって、岩出市の公共施設における禁煙対策をどうしていくのか、まずお聞きをしたいと思います。

また、庁舎あるいは小中学校内での対策について、現状と、今後、具体的にどうしていくのか、いずれについてご答弁をいただきたいと思っております。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 通告書に基づき、答弁をいたします。

尾和議員ご質問の2番目、受動喫煙についての1点目、健康増進法改正のポイントについてお答えいたします。

現在、健康増進法改正法案は、国会にまだ提出されておられません。法改正のポイントは、健康増進の観点に加え、2020年の東京オリンピック・パラリンピック等を契機に、日本の受動喫煙防止対策をオリンピック開催国と同等の水準とするため、従来の努力義務よりも実効性の高い制度とするものであると認識しております。

次に、2点目の公共施設内の禁煙対策はどうするのかと、3点目の庁舎・小中学校、その他の対策はどうするのかについて、あわせてお答えいたします。

現在、市庁舎を含む公共施設においては、受動喫煙対策を講じているところですが、健康増進法の改正に伴い、必要な措置を講じてまいります。

なお、小中学校についてですが、和歌山県内公立小中学校は、学校敷地内禁煙となっています。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、健康増進法の改正に伴って、対策を打つということではありますが、例えば、岩出市役所内、1階の北から入ったところの左の部屋が喫煙室として設置をされております。これについては三段階の規制がありまして、敷地内禁煙、小・中・高校、医療機関、屋内禁煙として、官公庁、社会福祉施設、大学、それから室内禁煙として、喫煙室を設置をすればいいですよということなんですけども、こちら辺については、平米数に応じて、スナックとか飲み屋とかというものについては適用外にしていこうという動きが見られますが、現に岩出市役所内、この喫煙室については、これからいきますと、喫煙室を設けてもだめだという見解であります。そうしますと、今の喫煙室については撤去をされるのか、その点について、まずお聞きをしたいと思います。

それとあわせて、小中学校については敷地内、これは禁煙になるということですが、例えば、公民館、それから体育館、屋内施設についても、当然、この受動喫煙に関連して起き得る疾病の度合いを考えれば、体育館においても敷地内の禁煙はすべきでないというように法規制がされようとしているわけではありますが、その点について、岩出市ではこれについてどうしていくのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、健康増進法の改正法案はまだ国会に提出されていない状況であります。しかしながら、現行の健康増進法第25条、これは受動喫煙の防止について載っておりますけれども、これについては遵守すべきであると、そのように考えてございます。

したがいまして、ご質問にありました、ただいまの喫煙室の撤去、これにつきましては、健康増進法が改正された後に、こちらのほうで検討させていただく、また、法の遵守をさせていただくと、そういうことでございます。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど、総務部長が答弁したとおりでございますが、公民館、体育館につきましても、健康増進法が改正されれば、必要な措置を講じてまいります。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　これは基本的に、健康増進法が改正されるということは当然なのですが、それに従って、各公共施設、市の施設ですね、これは守るべきであろうと思うんですけども。現行は、実態は、いまだに指定された場所で、岩出市職員も裏の教育委員会の出たところで堂々とたばこ吸っているんですよ。

例えば、東から入ったトイレへ行くあそこの前のところに、職員が勤務時間中ですよ、たばこを吸って、これから見たら、市民の皆さん、どう思いますかね。私は、勤務時間中には喫煙はやっぱり禁止をすべきだと。当然、敷地内においても、そういう制度を待たずして、人の命を大切に思うのであれば、みずから吸う人は別ですよ。みずから吸うて、たばこで肺がんになってもいいわという人は、これはそこまで規制をするということはできませんから、個人の自由だと言われたら、それはそれで認めざるを得ない面もありますが、それによって被害を受ける人たちのことを考えれば、これは当然、やはりそういう受動喫煙に対する考え方を喫煙者はやっぱり配慮すべきだということを強く認識をしてもらわないと、ざる法にならざるを得ないということだと思っただけです。

今の答弁では、教育部長も総務部長も、改正されれば、それにしていきますよということではありますが、やはり、これはみずからその対策を早目早目に打つということは、これは大変重要な問題であろうと思うんですけども、その点についてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長　尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほどから申しておりますけれども、現行の健康増進法にも受動喫煙については載っております。我々は、この25条を遵守すべきであり、遵守をしているところでございます。

それから、受動喫煙の定義ですけれども、現行の健康増進法の第25条に載っております受動喫煙、これは室内またはこれに準ずる環境において、他人のたばこを煙を吸わせることをいうと、このようになってございます。これは室内等におりますので、室外については、受動喫煙には私は当たらないと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、学校給食問題についてお聞きをしたいと思います。

最近、和歌山県の御坊市、東京の立川市で、連続して学校内における食中毒が発生をしてきました。一度起きると、小中学校、大変児童に与える影響というのは甚大なものが発生をするわけであります。日ごろから細心の注意を払って業務をしておられると思いますが、万全を期すため、何件か質問させていただきたいと思いません。

まず第1に、岩出市の給食における安全食を提供していくために、日常的な実態の取り組みをお聞かせいただきたいと思いません。

それから、2番目に、岩出市における過去異物混入の発生の状況、具体的に求めておきたいと思いません。

また、食中毒への対策として、具体的にどのようなことを考えておられるのか、これもお聞きをしたい。

それから、公立小学校における給食の問題であります。今、これは朝日新聞が、昨年、掲載によりますと、全国で55の市町村が無償化を実施をしております。中でも、栃木県の小田原市の市長は、この給食費無料化について、このように述べられております。最近の児童生徒の中には、朝食の欠食、肥満傾向、過度のやせ身が見受けられる。これらは将来の生活習慣病との関係も指摘され、身についた食習慣は、大人になって改めることは困難です。成長期にある子供への食育、徳育は、健やかに生きるための基礎を醸成するものであり、この市長は、給食の無償化をして実施をしたんだと、こういう趣旨ですね。

本来、学校における全ての者は、憲法でもうたわれております、無償化すべきであると言えます。岩出市において、無償化への取り組みを求めたいと思うんですが、さらに、現在、無償化した際、幾らの支出となるのか、ご答弁をいただきたいと思いません。

それと、4点目に、岩出市の児童生徒への補助金の交付対象者、これについて具体的にどうなっているのか、ご答弁をいただきたいと思いません。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 通告書に基づき、答弁をさせていただきます。

尾和議員の一般質問3番目の給食に関して、お答えいたします。

1点目の他の自治体の取り組みにつきましては、全国の学校給食を供している全

ての自治体において、学校給食法第9条第1校の基づく学校給食衛生管理基準により、給食を児童生徒に供しているところであります。また、本市では、その基準に基づき、学校給食における異物・食中毒対応マニュアルに基づき対応しているところでございます。

次に、2点目の異物混入対策及び食中毒対策ですが、混入対策では、食材へ異物が混入していないか、検収や下処理及び調理の全ての段階で、複数の調理員で目視を徹底することで、異物の混入を防いでいます。

食中毒対策では、国の基準に基づき、調理員から赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌血清型O157、その他の細菌等が抽出されないか、月2回、検便を行うとともに、調理員の健康状態を毎日個人ごとに把握しています。

次に、3点目の無料化すると幾らになるのかにつきましては、平成29年度当初予算ベースで換算しますと、給食の無料化に係る費用は、2億3,498万1,000円でございます。なお、全児童生徒の無料化については、現時点では考えてございません。

次に、4点目の給食費の減免対策はどうかにつきましては、要保護世帯、準要保護世帯で、児童扶養手当を全額受給している世帯が免除対象となっております。また、給食費の徴収は、原則、銀行口座等からの引き落としとなっております。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 マニュアルに従ってやっておられるということでありますが、最近起きたこの事例ですね、事件によって、岩出市ではどういう対策をされてきたのか、これについて答弁がありませんが、これらについてもお聞きをしたいと。

それから、2番目に、異物混入について、具体的に食材を通じてということではありますが、食品の異物混入には目視だけではわからない実態があります。異物であることに対する、例えば、ナイロンとか貴金属とか、その他、複数の異物というのは発見をされるんでありますが、そこら辺について、目視だけではわからないところをどうカバーしていくのか、これはほかの技術的な・科学的な検知材を使ってやる必要があるというふうに思っておりますが、これらについての具体的な対策を重ねてお聞きをしたいと思っております。

それから、給食費の無償化について、2億3,000万余りかかるということではありますが、私は、他の資料なんかを見ますと、それにまされ得る将来の子供たちに対する給食の無料化、これは最近、愛媛県の宇和島市で、4月から小中学校の給食費

を無償化したということで、取り組みが予算案に積まれて1億8,000万余り計上された自治体があります。

私は、将来、給食費についても無料化の検討する材料として考えるべきではないかというように思っておりますが、今の答弁では全然意思がないということなんです。スケジュールをもって検討する必要性をどのように認識されているのか、お聞きをしておきたいと思っております。

それから、児童生徒への補助金の交付対象、これについては、要と準要という形で免除対象にしておるということでありますが、これについて人員は何人で、具体的に幾らの免除をしているのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

最近の事例への対策ということでございますが、教育委員会としましては、県教育委員会の指導に基づき、給食を実施してございます。基本的には、先ほども申し上げたとおり、学校給食衛生管理基準に基づき、適切に管理しているところでございます。

御坊市等の事例から、どのような対策をとということであろうかと思っておりますが、県教育委員会からは、毎日の健康調査及び検便検査等をきっちりしている場合、給食調理員が給食を食べても差し支えないという見解が出ておりますので、特段、変更はしてございません。

2点目、目視だけではわからない、ナイロンや金属などのカバーはどのようにしているのかということですが、調理器具のボルト、あるいは歯、そういったものについては、使用前、使用中、使用后、欠け等がないか、チェックをするようにしておりますし、ビニール等の混入を防ぐために、ビニール袋を開いたりするときには、ビニールを全て切り落とすのではなく、必ず残しておくようにということなど、マニュアルに定めて対策をとってございます。

3点目の無償化の件につきまして、経済的に困窮されている家庭につきましては、免除という形をとってございます。基本的に、給食については保護者にご負担していただくというのが基本であると考えてございますので、現時点で、全児童生徒の無償化については考えはございません。

それから、援助の対象者ということですが、就学援助を受けている子供のうち、小学校で280名、中学校で163名、これは平成29年度当初予算ベースで、それ

だけの数を見込んでございます。

以上です。

失礼しました。金額については、小学生については、1食当たり230円、中学校について、1食当たり250円となっております。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これは無償化の問題については、即やれというんじゃなくして、年次別に計画をして、将来に備えるということが求められると思うんですが、この小田原市の無償化に向けての経過については、平成22年から始まっておって、平成24年に全額無償化、小学生4,100円、中学生4,800円の完全実施をしているということであります。それから、22年、23年の間に、月額100円の補助とか300円の補助とか、それから2,000円の補助をして、最終的に全額、市が無償化をしていくという取り組みをされたわけでありましたが、岩出市においても、そういう段階的な計画というのは全然考えておられないのか、それについて、現時点でどう思っておられるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどの再質問でもお答えしたとおりでございますが、基本的に、給食費は保護者に負担していただくべきであると考えてございます。必要な家庭には援助をしてございますので、現時点で無償化の計画はございません。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、子どもの医療費の無料化についてであります。

子供は将来の宝であって、次世代を担う無限の可能性を秘めたかけがえのない存在であります。経済的な格差によって、本来必要とされる治療が受けられないことがあってはならないと私は思っております。

また、子供に対する給付は、日本の将来への投資でもあります。将来、彼らが大人になって、勤労者になったときに、税金や社会保険料として返ってくるわけがあります。決して無駄な投資ではないというふうに、私は考えております。

和歌山県下の各市町村では助成対象年齢を中学卒業まで、一部の自治体では高校

を卒業するまで拡大しているのが現実であります。この制度は、保護者が安心して子供を産み育てられる環境づくりを進めるために、極めて重要な施策であり、子育て世代の大きな励みとなっております。

しかし、岩出市の現在の補助制度は、紀の川筋では、いまだに1割負担を求め、子供に対する助成はおくれています。市民の声をじかに聞くことと市行政の施策とは大きく乖離しているのが現状であります。

指摘をしておるところであります。私は、過去の選挙戦で、乳幼児から中学校を卒業するまでの医療費無料化への拡充、立てかえ払いから現物給付方式の導入といった支援策に対して、子育て世代の皆さんのみならず、多くの岩出市民の方から強い要望を聞いております。子ども医療費の助成制度に対する批判の声は、いまだかつて一度も寄せられたことはありません。行政と議会は、これらの声に真剣に応えるべきであります。

多くの市民が子供の健やかな成長を願い、温かい心に立って、中芝市長は応えるべきであると。その市民の声に応えるべきであるということ強くまずもって質問をしておきたいと思えます。

そこで、1番目に、紀の川筋では一番おくれているこの現状を中芝市長はどう認識されておられるのか、お聞きをしたいと思います。

2番目に、なぜ岩出市だけが無料化をしないのか、この問題についてご答弁をいただきたいと思えます。

3番目に、現物支給については、これはさきの本会議でも質疑をしましたが、いつから実施をしていくのか。過去、関係機関と協議をしているということですが、いつから実施をしていくのか、これについてご答弁をいただきたいと思えます。

○吉本議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 通告書に基づき、4番目のご質問にお答えいたします。

1点目、子ども医療費無料化について、認識はどうかについてでございます。

子ども医療費助成事業は、子育て支援策の1つとして、子育て世帯における経済的な支援を行うとともに、子供の健康保持・増進を図ることを目的に実施しております。

紀の川筋である和歌山市、紀の川市、橋本市、いずれにおきましても、本市同様、中学卒業までの入院・通院を対象として助成を実施している状況であると認識して

おります。

続きまして、2点目、なぜ無料化しないのかについてであります。高額の医療費の支払いが予想され、かつ精神的な負担も心配される入院につきましては、中学生まで無料化を実施しております。通院につきましては、保護者や子供を取り巻く方々に、ふだんから子供の事故やけが、疾病予防に対する細心の注意、配慮、関心を持っていただくことが大切であり、また、将来にわたって、子ども医療費助成事業を安定的に運営していくことなども総合的に勘案し、岩出市の考え方として、一部自己負担をお願いすることとしたものでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

3点目、現行の改善について、現物給付はいつから実施するのかについてありますが、現物給付化につきましては、現在、関係機関と調整中であるため、実施時期については、まだこの場でお答えできる段階にはありませんが、前向きに進んでいるということをご理解願いたいと思っております。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、国民の医療費の医療費全体、国全体の医療費の割合というのは、39兆円ぐらいになっております。そのうち、14歳までの子ども医療費は2兆4,000億円。全体の医療費から見れば、6.3%余りであります。

ちなみに、一方、65歳以上の医療費は22兆円、全体の56.3%を占めております。子どもの医療費は、65歳以上の医療費の約1割余りであります。医療制度の崩壊を招かないためにも、医療費の抑制は喫緊の課題であります。国民挙げて、健康維持の取り組みと、適時適切な治療のあり方が求められているのであります。

私は、この観点から言って、子供に対する支出のあり方、税金の使い方、これを根本的に改めていくということが、今求められていると思うんですね。

今、岩出市がなぜ医療費を無料化にしないのかということで、部長のほうがおっしゃいましたが、保護者への一部負担を求めている理由に、保護者が子供の関心を持っていただく、そういう答弁をされました。親であれば、誰でも子供の健やかな健康を守るため、成長を見るために、関心がないということはないんです。全ての親は自分の産み育てている子供に対して、非常に関心があるわけです。関心がありながら、病気になれば、それに対してどうしていくのかということで、手当をしていくというのは、これは人間であれば、本能的な親子の関係で言えば、その情愛というのは、誰でも、どこの親御さんでも持っておられる。そこに、岩出市はそういう観

点で、親はそう見るべきだということで、その1割負担を求めているんだという理屈には私はならないと思うんですね。

いまだに岩出市だけが、この紀の川筋で、かつらぎ町、橋本市、紀の川市、和歌山市、海南市、今年度は新宮市でも実施をされている。和歌山県としても、この県政の中でも、将来を担う子供たちのために、予算を多く組んでいっているわけです、将来のために。なぜ岩出市だけがいまだに1割負担を強要しているのか。これは市民の考えとは完全に乖離をしております。

私は、選挙戦を通じてですね、あるご家庭の方から、Aさんという方なのですが、率直にですね、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。ぜひですね、本会議でそのことを言うてくれと。子供の痛みをわかっている市長であってほしいという願いをですね、いろんところで聞いております。

子供に対するこの医療費の助成制度、無料化に向けてですね、やはり岩出市がおくれている原因は、中芝市長にあるのではないかということの有権者の皆さんが言われるんです。これはですね、私にとっては、強い、胸の痛いことではありますが、言わざるを得ないんですね。現に、岩出市がおくれている原因なんですから。一日も早く、これを中学生までの無料化実現をですね、ぜひ幹部の皆さんは推進をしてほしい、そのことを求めたいと思いますが、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の子ども医療費無料化についての再質問にお答えします。

・・

○尾和議員 ・・

○中芝市長 ・・

○尾和議員 ・・

○中芝市長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○尾和議員 ・・・

○中芝市長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○尾和議員 ・・・・・・・・

○中芝市長 ・・・・・・・・

○尾和議員 ・・・

○中芝市長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

子ども医療につきましては、先ほどより部長から答弁させていただいているところですが、この事業は、子育て家庭への支援の1つとして実施しているものであります。市ではこのほかにも、子育て支援策として、さまざまな施策を展開しております。例えば、市内の保育所の定員をこの3年間で1,420人から1,512人と、92人ふやし、待機児童をできるだけ発生させない取り組みをしているほか、学童保育につきましても、対象児童を6年生まで拡大し、同じくこの3年間で、利用者は年々ふえているところであります。

以上のように、当市といたしましては、子育て支援に力を入れているところであり、今後とも、あらゆる世代に対し、バランスのとれた、さまざまな施策を展開してまいります。

以上であります。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 引き続き、再質問にお答えいたします。

今、市長が述べましたように、岩出市といたしましては、子ども医療の助成、これ入院については、全額助成しておるところでありますし、通院に関しても3分の2の助成をしておるところです。

それから、市長申し上げた以外にも、虐待の対応の強化であるとか、それからファミリーサポートセンターにおける子育て支援であるとか、それから乳幼児の訪問の強化、さまざま子育て支援策を行っております。

何をもっておこなっている言われているのかというところもありますが、総合的に考えますと、岩出市におきましても、子育て支援策、十分やっておると考えておるところです。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、市長のほうから、何か本会議でふさわしくないような言葉を言われましたが、私は、一般市民の保護者の皆さんの声をこの場で披露しているわけでありまして、私はそういう立場にないですよ。ないですけども、そういう声がちまたにあるということを認識をしてほしいと。そして、一日も早く、岩出市が、横並びで医療費の完全無料化を取り組みを実施をしていただきたいという切なる声があるということを申し上げているわけでありまして。

そういう立場で、今、部長は、子育て支援については、いろいろやっってるんだと言われますが、現実には、この実態をどう見るのか。また、聞いたところでは、岩

出市で、子供さんで来た、そしたら紀の川市へ転宅しようと。岩出市から離れて行って、和歌山市へ行こうと。持ち家の人は、当然、経済的な問題もありますから、それはできないにしても、そういう人があるという現実を、これは直視しないとだめだなあというふうに思うんですね。

そういう意味で、一日も早い、中学校卒業するまでの医療費の無料化、ぜひ、幹部の皆さんも真剣に取り組んでいただいて、実現を一日も早くやっていただきたい。そのことを質問して、答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

誰々が言うてる、だれかれが言うてる、市民5万3,976名、その辺をよく考えて物を言いなさいよ。1人、2人言うてるやつを拡大させて、言うてる、言うてる。市の行政の立場、今お話ししたとおりです。十分理解してください。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 引き続き、再々質問にお答えいたします。

先ほど、尾和議員、子供ができたら紀の川市ほか、岩出から外へ転出されるという声があるとおっしゃられました。子育て家庭のみならず、どこで住むかというのは、いろんな通勤の状況であるとか、買い物が便利か、あるいは静かなところで住みたい、いろんな理由あるかと思います。その中で、子ども医療がどうでというところで、居住地を決める理由にされているのかどうか、その辺の正確な評価というのはなかなかつかむのは難しいところではあります。ちなみに、平成28年度、昨年4月から今月まで、子ども医療に関しては、最も関係が深いであろうと思われる小学生でありますけども、小学生、この1年間に、岩出に40名、転入されてきております。転出された方が32名ということでありまして。わずかながらではあります。転入されている子供さんが多いということでもあります。

もし、子ども医療をもって判断するというのであれば、岩出市の子ども医療を初めとする子育て施策、ある一定の評価を得ているものと感じております。

以上です。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、5番目の選挙に関して質問をさせていただきます。

選挙管理委員会の委員長も出席をしていただいておりますので、率直に、この場で議論をしていきたいなど、質問していきたいなど思っております。

岩出市の選挙に関して、毎回毎回、投票率が低下をしている。岩出町時代から比較しても、昭和52年の投票率が87%をピークに、56年は86%、平成元年の無投票を境にして、年々低下をしていると。その要因にはいろいろあるでしょう。新しく岩出に居住されている方がだんだんふえてきているという、岩出市の行政に関心がない、無関心であるという人も中にはおられることは、これは否めない事実であります。有権者が増加をして、52年の当時、約1万3,000名、現在は4万3,302名、約3倍にも増加をしてきております。

一方、議員定数は、当時に比べてマイナスで、現在は16名となって、人口はふえるけれども、議員数は、逆に少なくなっていると、こういう実態を私は議員として、あるべき市政としては、多くの課題が山積しているなど。市民の声に答えていないのが問題点であるというふうに認識しております。

選挙への参加は、民主主義のバロメーターであり、二元代表制における結果として、危機感を持つべきであると、私は現在思っております。さきの市長選あるいは市議選においても、投票率は芳しくないのが実態であります。

そこで、選挙管理委員会として、いかに投票率を向上させていくのか、あらゆる機会を捉えて促進されることは、最も喫緊の重要な課題と私は思っております。

選挙管理委員会だけではないんですが、市民の皆さんも選挙に関して関心を持ってもらうということは、一方、大切なんですけども。そこで、選管として、この低投票率をどのように分析をして、現在、この現状について認識をどう持っておられるのか、ご答弁をいただきたいと思っております。

2番目に、あらゆる手段の中の1つとして、私は以前から提案をしておるんですが、選挙公報を選挙管理委員会で作成して、全戸配布していく、そういうことも考えるべきではないかというふうに思っております。

3番目に、投票率を上げるために、期日前投票所を岩出市役所だけではなくて、期日前投票される方が非常に昨今増加をしている関係から、量販店等、そういう施設を期日前投票の投票所をふやしていく、設置をしてふやしていくということについて、どのようにお考えなのか、考えをお聞かせください。

それから、最後になりますが、投票したくてもできない身体障がい者の皆さんがおられます。具体的に、投票しやすい環境をつくっていただきたい、改善をしていただきたいと考えておりますが、それらについて、ご答弁をいただきたいと思いま

す。

○吉本議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

選挙管理委員会委員長。

○上西選挙管理委員会委員長 それでは、尾和議員の選挙に関してのご質問にお答えしたいと思います。

1点目の低投票率の現状についてであります。選挙管理委員会といたしましても、選挙の適正な執行と管理はもちろんのこと、投票率の向上にも大きな責務の1つとして認識しております。

市民にとって身近な市政選挙における投票率は、平成28年10月2日執行の市長選挙では36.81%、平成29年1月29日執行の市議会議員一般選挙では44.26%となっております。

国政や県政選挙における投票率を見ても、県内の他市町村と比較して低くなっている現状であります。投票率は、選挙の争点、当日の天候、候補者数など、さまざまな要因が総合的に影響すると言われてますが、長期的に見た場合、低下している傾向にあります。

先ほどもおっしゃってましたが、民主主義の根幹である選挙の投票率が低下の傾向にあることは、まことに憂慮すべき問題であるとは考えております。

意識調査に基づき、一般的に言われている低投票率の要因としては、政治に対する関心の低さ、投票したい候補者がいない、投票しても何も変わらないという諦めなどが言われております。

都市化が進み、人口が増加している岩出市では、投票率が低いと言われている若年層の比率が高いことも影響しているのではないかと考えます。投票率の向上については、一朝一夕で効果の出るものではなく、地道な活動を継続して行うことが必要であり、これまでもさまざまな啓発活動に取り組んできたところであります。今後も先進事例の調査・研究に努めるとともに、引き続きさまざまな啓発活動に取り組んでまいります。

次に、2点目の選挙公報の全戸配布、実施してはどうかであります。有権者が候補者などの政策を知ることができ、投票する際の判断材料の1つとなることは、選挙管理委員会でも認識しているところであります。

県内他市の状況なども参考にしながら、検討・協議をしております。

県内他市の状況としまして、和歌山市のほかでは、市政選挙における選挙公報の発行はしておりません。その理由として、まず、選挙期間が短い、それから配布す

るのに新聞広告でありますと、新聞とってない人がありますね。全戸行き渡らないということ、いろいろな面で公平性の問題が出てくるという意見が委員会の中にもあります。それから、作成するのに、先ほどちょっと議員さんがおっしゃってましたけども、これ、選挙管理委員会がつくる公報ではありません。条例で議会が制定して、やれというのであれば、作成は候補者に依存されると思います。候補者にとってみれば、政策を訴える1つの機会でありますけれども、その内容が制限、いろいろな人によって、提出してない人もあるんでしょうね。一般に、経歴、政策、そういうものは記載しているところもあるんですけども、その作成は個人、立候補者に委ねられています。

そのようなことで、もう1つ考えてみるなら、なぜ選挙運動用のポスターの掲示場があるのか。車走ってて、それら見てる間ないよと言う方もあるんでしょうけど、本当に候補者の政策とか、経歴とか、顔写真だとか、そこらあたりはポスターの掲示場に出ております。

それから、インターネットでの選挙運動が解禁されたことで、候補者自身もインターネットで情報が発信できるわけです。選挙公報は実施しても、熱心な人は読むかもしれないけれども、どれだけの人に読んでもらえるのかなどの議論があり、それから、相前後しますけど、選挙公報が時期ずれますと、期日前投票に行ってる方が、既に後から送ってくるわけですね。日曜日に告示して、それから輪転機かけて、2日、3日、必ずかかるわけです。そうすると、同じ公平の中で選挙を行うとしたならば、もう既に出てしまっているようなところが、不合理差が出てきております。そこらのことを選挙管理委員会のほうで十分に検討しているのは事実です。

しかしながら、和歌山市を除いてですけど、いろいろ検討しておりますけれども、選挙管理委員会の内部の意見では、見送る、それから、もっと研究して、引き続き他市の状況などを勘案しながら実施できるものは実施すればいいのではないのかなと思います。

それから、3点目の量販店での期日前投票所の設置についてですけど、この件につきましても、選挙人の利便性の向上のための取り組みの1つであることは、選挙管理委員会としても認識しているところでありますが、県内の他の市町村の状況なども参考にしながら、いろいろ討議いたしました。結局、和歌山県で、提案ですか、繁華街で、スーパー等で開設したらどうなんというようなご意見ですけども、適当な場所というのは、どうしてもスーパーの一式、繁華街で借ると、他人の建物、借りないかんです。そうすると、やっぱり制約もありますわね。自分だけやって、来

年は私とこ使ってくださいというようなことが出てこようかと思えますけども、そこらあたりの不公平さも出てくる。

それから、一番私心配しているのは、それをやられることによって、期日前することによって、1週間の会場をずっと、投票所を開設するわけです。まず考えなければならないのは人件費、人員、コストが非常に高くなってくることもあります。そういうことで考えてみますと、これもふやせばいいというもんでもないな。もっとほかに投票率の向上の考えていくべき道がないのかなと、このように考えております。

それから、4点目の障がい者の具体的な対応についてであります。まず身体の重い障がいなどにより投票に行けない方は、郵便等で自宅などで投票することができる郵便などによる不在者投票という制度があります。これは対象となる障がい者の方が、事前に選挙管理委員会に申請をしていただいて、証明書の交付を受けていただきます。選挙が執行されるごとに、投票用紙を請求して、送付をされてきた投票用紙を自宅などで記載して、これをまた郵便物などにより選挙管理委員会に返送して、投票するものです。

次に、投票所での対応としましては、入り口の段差解消のためのスロープの設置を初めとして、車椅子や車椅子用の記載台、老眼鏡、拡大鏡、文鎮、点字機などを用意しております。

また、選挙人を常時介護している補助者や介護者は、障がい者の方に同伴して、投票所に入場することも可能ですが、その場合でも、家族の方が代筆して投票することはできません。身体の故障やその他の理由により、みずから投票用紙に記載できない方には、投票所の係員が選挙人の投票を代筆する代理投票という制度や目の不自由な方には、点字投票という制度がありますので、お申し出いただければと思います。

なお、障がい者の方が投票所で円滑に気持ちよく投票できるよう、選挙の執行の都度、直前に事務従事者に対しての説明会で特段の配慮するようお願いしているところであります。

今後も障がい者だけではなく、高齢者や初めて投票する人などにも気持ちよく投票していただけるよう、投票環境の向上に努めるとともに、投票率の向上に向けて取り組んでまいります。

以上のとおりでございますが、その他の詳細につきましては、書記長のほうからお答えさせていただきます。

○吉本議長 選挙管理委員会書記長。

○中西選挙管理委員会書記長 それでは、ただいま委員長からもありました低投票率の現状について、認識しているところであり、さまざまな活動に取り組んでいるということを答弁させていただきました。その活動等について、私のほうから説明をさせていただきます。

なお、尾和議員から先ほどありましたように、以前、平成25年3月の議会でも同様の質問をいただいております。その後、工夫、改善をしておりますという答弁をさせていただきます。その後に取り組んできた内容を主に説明をさせていただきます。

まず、投票率を考える上で欠かすことができない若者への対策としての取り組みであります。若者にいかに政治や選挙に関心を持っていただくということが重要な課題であり、主権者教育への取り組みが必要であると考えてございます。

市選挙管理委員会では、和歌山県の「出張県政おはなし講座」という事業を活用した選挙の大切さを知ろうというテーマの選挙出前講座に、県選挙管理委員会と市教育委員会とともに取り組んでございます。これは若者への政治、選挙への関心を高め、社会参画への意識向上につなげることを目的として、選管職員が小学校に伺い、主に小学6年生を対象に、選挙に関する講座を行うものであります。

その内容は、選挙のお話として、選挙って何だろう、なぜ投票することが大事なのかといったことを中心に、選挙についてわかりやすく説明するほか、選挙にかかわる簡単なクイズを実施します。また、模擬投票として、実際の選挙で用いられている投票箱や記載台等を使用し、児童に投票や開票作業を体験していただきます。投票用紙も実際に国政選挙等で使用している規格と同じものを使用します。

なお、この選挙出前講座は、平成27年9月の公職選挙法の改正により選挙権年齢の引き下げがありました。これに伴い、平成27年度からは高校生も対象に加えて取り組んでございます。自分たち一人一人の暮らしや将来に影響するととても大切な機会であることを子供たちにぜひ知っていただきたいというふうに考えてございます。

次に、新有権者への啓発はがきの発送ということで、これは平成25年7月執行の参議院選挙から定時登録も含めて、選挙人名簿の登録の都度、毎回実施してございます。これは年齢要件を満たし、選挙人名簿に初めて登録された人全員に、投票に参加できるようになったことのお祝いとその権利を積極的に行使するとともに、1票の権利を大切に使ってほしいというメッセージを記したはがきを発送して、選挙への関心を高めていただこうというものでございます。

明るい選挙のイメージキャラクターの「めいすいくん」が、あなたが主役ですと訴えかけるものになってございます。

そのほか、これまでの取り組みといたしましては、若年層の投票立会人の募集、小さいお子さんを持つ保護者への投票を促すため、保育所や幼稚園児への啓発物資の配布、成人式での市長の式次であったり啓発物資の配布というようなことも行ってございます。

次に、投票環境の向上のための取り組みであります。期日前投票宣誓書の投票所入場券裏面への印刷、これは平成26年11月の県知事選挙から行っております。これは、入場券の裏面にあらかじめ宣誓書を印刷することにより、住所や名前等を事前に記入することができ、期日前投票所での受け付けがスムーズになるもので、受付での混雑の解消につながっていると考えてございます。

次に、投票所、投票区域の見直し、これも平成26年11月の県知事選挙に行いました。中島地域におきましては、以前、中島会館を利用させていただいておりましたが、場所がわかりづらいとか、駐車場が少ないといったご意見もいただいております。さぎのせ公園管理事務所、これが供用開始されたことに伴いまして、変更させていただいております。それと同時に、投票区域についても一部見直しなどを行っております。

その他、これまでの取り組みとして、投票所の雰囲気づくりとして、BGMをかけるようにしたり、つえ休めということで、高齢者の方、最近、つえを持って投票所にお越しいただくことが多くなっております。投票、記載する際に邪魔になるということで、このつえをひっかけていただくような器具、こういうのも記載台に設置するなど、そういう対応もしてございます。

次に、その他、全般的に選挙に関心を持っていただくための取り組みということで、時間ごとの各投票所における投票率の速報、これを随時、市ウェブサイトに掲載したり、また、国政選挙における投票率、これを県内他市と比較したり、市内の投票所ごとに比較したチラシ、こういうのを作成して、市政懇談会や区自治会長会議等で配布、説明するなどしてございます。岩出市の投票率、それぞれの地域における投票率の現状の周知に努めているところでございます。

取り組みにつきましては、以上でございます。

なお、2点目や3点目、4点目につきましては、委員長が答弁したとおりでございます。

○吉本議長　しばらく休憩いたします。

午後 1 時 15 分から再開いたします。

休憩 (12 時 0 分)

再開 (13 時 15 分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 選挙に関して、今、選挙管理委員会の委員長、長文にわたって答弁いただきました。ありがとうございます。今の答弁の中で、二、三気づいたところを再質問させていただきたいと思うんですが、選挙管理委員会として努力されていることについては、日ごろから、それについては敬意を表しております。

しかし、この低投票率をいかに向上していくのかというスタンスとして、あれもあかん、これもあかんじゃなくして、こういう機会を捉えて、やっぱり 1 つでも 2 つでも前進をさせていくということが、私は求められるのではないだろうか。

それは、選挙管理委員会が、全てこの低投票率の責任をとれということでは、これはないと思うんですね。我々市民として、行政にかかわりのある岩出市民が、日常的に行政のやられることについて関心を持ち、身近な問題として捉えていくということは、これは非常に大切なことですから、これは否定するものではありませんが、そういう中から、今、私としては選挙公報、これは 1 つの手段ではないだろうか。

大阪府下は、これ全部やっております。ただ、この紀泉の山を越えると、和歌山市のほうで、和歌山県内では取り組みがされてないところが非常に多いという状況ですから、なかんずく、岩出市の投票率というのは、和歌山県下で最低と言って過言ではないと思いますね。

だから、選挙管理委員会の権威を上げる意味でも、ぜひ提案しましたことについて、1 つでも 2 つでも前向きに取り組みを選挙管理委員会の中で議論されて実施をしていきたいというように思っていますので、その点について答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○中西選挙管理委員会書記長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

大阪府等では、全市町村もやっているというようなご意見でございます。県外の自治体では、市政選挙における選挙公報、これ発行されていることにつきましては、

当然、市選挙管理委員会としても承知してございます。ただ、市政選挙における選挙公報の発行につきましては、義務ではなくて、あくまで任意ということでございます。各地方自治体の状況に応じて、各自治体の判断に委ねられてございますので、その判断につきましては、先ほど委員長が答弁したとおり、岩出市の選挙管理委員会としての判断は、現在のところ見送るところでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 障がい者の方の投票しやすいような環境づくり、これは1つ具体的に提案をさせていただきたいと思うんですが、さきの選挙において、私に投票のあり方についていただきました。ある方が、こういう顔写真にされて、その中から選んでいくということで、判断能力が多少欠ける方なんですけども、この中から指をさして、それにおいて代筆で書かれたと、丸したということでしたか、そういうことをやられたことがありました。

これも、全て選挙民がみずからつくっていかないといけないということでもありますので、ここら辺も参考にして、次回からは、そういう知的障がい者の方に対する投票のあり方、ここについても1つに参考にしていただいて、できることから実施をお願いをしたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いしたいと思います。ご答弁いただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○中西選挙管理委員会書記長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

代理投票等での意思確認の方法ということのご質問かと思えます。代理投票における本人の意思確認の方法、これにつきましては、原則といたしまして、口頭で伝えていただくとか、候補者一覧、氏名掲示がございます。それを指さしていただくというようなことで対応させていただいております。

なお、これらが困難な場合がありますが、選挙人の容体というのはさまざまでございます。必要に応じて、選挙人の家族とか、付き添いの方と事前に打ち合わせを行うなど、個々の選挙人の状態に応じて、きめ細かく適切に対応し、その意思確認に十分努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、岩出市の交通渋滞対策についてお聞きをしたいと思います。

まず第1番目に、岩出橋周辺の朝晩の渋滞状況についてですが、これについては、岩出橋が完成した暁には、もっとスムーズに交通渋滞がなくなるというように思っております。

そこで、岩出橋の現在工事をやられておりますが、完成時期については、予定としてつかんでおられると思いますが、いつごろになるのか、これについてお聞きをまずしておきます。

それから、2番目に、根来安上道路というのは、県道加太粉河線のエニシルの前の交差点なんですけども、ここのところ、朝晩、非常に渋滞が生じており、根来西の交差点、セブンイレブンのところ、それから安上の福山さんとの手前の三差路、山野さんとの三差路あたりまで渋滞が生じております。

この解消のために、ある方から、あそこの運送屋の方なんですけども、大型の出ることが非常に難しいということで、東から西に行く交差点、この信号に右折可の指示機を設置、ぜひしてほしいと。そうすれば、エニシルに向かって行く車の流れが非常にスムーズになるのではないかな。青から赤になる間が非常に短くて、二、三台しか右折できないという状況にあります。

そういう意味では、そこに設置をする必要があるんじゃないかなというように思っておりますので、関係機関と協議を進めていただいて、設置可能かどうか、取り組みをお願いをしたいというように思っておりますので、市当局の答弁をお願いをしたいと思っております。

○吉本議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 尾和議員のご質問、岩出橋の完成時期についてですが、平成29年度末完成予定となっております。

なお、岩出橋の完成供用後に仮設物や旧橋の撤去工事を行うと聞いております。

○吉本議長 総務部長。

○藤平総務部長 通告に基づきまして、答弁をいたします。

尾和議員ご質問の交通渋滞の対策についての根来安上道路の交差点部、右折指示機の設置につきましては、平成27年4月に要望があり、岩出警察署に要望したところ、右折信号を設置するには、道路形状等から設置は難しいとの回答をいただいた経緯がございます。その後、交差点改良工事が行われたことや、3月18日に京奈和自動車道紀北西道路が開通したことなどにより、交通量の変化も考えられることから、

岩出警察署に対し、市議会において一般質問があったことをお伝えいたします。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 岩出橋の完成時期なんですけど、これは29年末といいますと、来年の3月31日までに供用開始ができるということで理解してよろしいのか、再度確認をさせていただきます。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

29年度末完成予定ということですので、平成30年3月31日までの完成予定ということでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

引き続きまして、7番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 7番目の質問をさせていただきます。

教育勅語についての質問であります。

今、学校法人森友学園の開校に関して、さまざまな問題点が噴出をしております。きょうも、聞くところによりますと、午前10時から、昼から、また証人喚問がされて、どのようになるのか、我々も非常に関心があるところでありますが、今回は、学校用地が近隣の10分の1の価格で依頼者に払い下げた問題、それから、理事長の辞任で多くの疑惑が渦巻く中、幕引きが図られようとしております。

この問題の背景には、安倍総理、日本会議、日本維新の会とつながりを考える必要があると思っております。この3団体は、考えの基本に、反共、皇室の尊重、憲法改悪、愛国主義の推進、国防の充実のそれが本質であります。

この影響を受けて、この2月に文科省から小中学校の指導要綱案の前文に「国を愛する態度」が付加され、幼稚園教育要綱にも「我が国の国家に親しむ」が追加されてきております。

この森友学園は、教育勅語や愛国行進曲等園児に暗唱させている。私は、国有地の払い下げ、補助金の問題、寄附金の問題等々については、この場では、私としては質問する意思はありません。

しかし、今回、教育勅語の暗唱に関して、これは岩出市の教育行政にとってもかわりがありますので、質問をしていきたいと思えます。

そもそも教育勅語は、1890年、明治23年に発布され、以降、日本は万世一系の天皇を中心とした神の国であるという考えが、教育の中心であったわけであります。稲田防衛相が言う教育勅語の中の親孝行はとてもよい面だという、親孝行等の道徳とともに、天皇の民としての秩序を説く、この勅語は、木を見て、森を見ない、一面的な評価であり、塚本幼稚園での園児に暗唱させることを安倍総理婦人は絶賛して、涙を流しております。さらに、安倍総理も私の考えに非常に共鳴している方だと評価をしているのであります。この現状は、戦前思考の考え方であり、あの第二次世界大戦で、アジアで2,000万人、日本人で300万人もの戦死をしたことを賛美するものと言えらると思えます。

そこで、岩出市において、この教育勅語に関するこの教育をどのように見ているのか、認識されているのか、最初にお聞きをしたいと思えます。

2番目に、豊中市の現状をどう見ているのか。豊中市のこの問題の発端は、私のつき合いをしている木村 真市議が国有地払い下げの問題で、国交省に問い合わせ、財務省に問い合わせたところ、黒塗りの情報公開が出され、それに疑問を感じて、さらに裁判に訴えるということで、公開をしてきた。その中身が、今のような状況を生んでおり、いろいろな多方面にわたって、ドミノ式に広がっているのが実態であります。それについて、どのように認識をされているのか。

それから、3番目に、岩出市の教育方針をこれらの教育勅語に基づくものではないということを再確認をさせていただきたいというふうに思っていますので、それについてご答弁をいただきたいと思えます。

4番目に、日本国憲法の三原則である、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重をどう守っていくのか。

教育現場における以上の4点について、市当局の答弁をいただきたいと思えます。

○吉本議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員のご質問、教育勅語についてお答えをいたします。

1点目と2点目につきましては、他の自治体のことである上に、また、私立の学校法人のことでもありますので、コメントする立場ではありません。

3点目と4点目につきましては、日本国民は、国の最高法規である日本国憲法を何よりも尊重しなければなりません。教育については、日本国憲法はもとより、そ

の主旨に基づく教育基本法にのっとり進めなければならないと考えております。

なお、具体的な中身については、教育委員長及び教育長に答弁をしてもらいます。

○吉本議長 教育委員長。

○中村教育委員長 尾和議員のご質問、教育勅語についてお答えいたします。

1点目と2点目につきましては、市長答弁のとおり、他の自治体のことである上、それに私立の学校法人のことでもありますので、コメントする立場ではありません。

3点目と4点目につきましても、市長答弁のとおり、教育については、日本国憲法はもとより、その主旨に基づく教育基本法にのっとり進めなければならないと考えております。

この基本的な考えを踏まえた上で、学校教育につきましては、学校教育法や学習指導要領等に基づき、生涯学習分野におきましては、生涯学習振興法やスポーツ基本法等に基づき教育を進めております。

なお、詳細につきましては、教育長に答弁をさせます。

○吉本議長 教育長。

○平松教育長 尾和議員のご質問、教育勅語についてお答えします。

1点目、戦前思考のこの教育をどう認識しているのかと、2点目の豊中市の現状をどう見ているのかにつきましては、市長並びに教育委員長の答弁のとおり、他の自治体のことである上に、私立の学校法人のことでもありますので、コメントする立場にはございません。

3点目の岩出市の教育方針につきましては、確かな学力の育成と文化・スポーツの振興を重点目標に掲げ取り組んでいるところでございます。

なお、国旗・国歌の取り扱いにつきましては、小学校学習指導要領の第6章特別活動の第3指導計画の作成と内容の取扱いにおいて、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」と定められており、中学校学習指導要領も同様であります。

本市のみならず、学習指導要領に基づき教育を行うことは公教育の務めでありま

す。

4点目の日本国憲法の三原則、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重をどう守っていくのかにつきましては、日本国憲法、教育基本法、学校教育法、生涯学習振興法等にのっとり、教育基本法の前文にあるとおり「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育」をこれまでもそう

でありましたけれども、これからも推進してまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。日本国憲法を尊重すると。これは最も現行憲法についての統一した認識であろうと、私はそのように思っております。

そこで、教育勅語については一言も、各皆さん述べられておりませんが、現に、この教育勅語については、本当に教育の力というのは非常に大きく反映をしております。1948年に教育勅語が廃止され、教育基本法がつくられました。その中で、民主国家の主権者たるに育てることが教育の目標とされ、民主主義国家によって、日本は国際社会で確固たる地位を占めるものである。

そこから、最近、文科省が、教育勅語は戦前の教育方針であり、教育勅語を戦前のように学校教育に取り入れることはふさわしくないと言っております。そこで、この件について、岩出市の教育委員会が教育勅語についてどういう姿勢で臨まれようとしているのか、ここをお聞きをしたいと思えます。

それから、この幼稚園では、教育勅語以外に「海行かば」という歌を歌わせているということを聞いております。この歌の意味は、ご存じやと思うんですが、「海を行けば、水に漬かった死体となり、山を行けば、草の生えたる死体となって、天皇の足元にこそ死のう。後ろを振り返ることはしない。」という内容の歌であります。まさしく戦前のあの忌まわしい軍国主義の時代に歌われてきた歌であり、現在も教育勅語と相並んで、「海行かば」という歌が歌われているのが実態であるということを考えれば、再び、戦前の社会に戻らないような教育方針というのを岩出市においても構築していく必要があると私は思っておりますが、その2点について、再度ご答弁をいただきたいと思えます。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質問にお答えします。

2点あったかと思いますが、まず、森友学園の教育内容につきましては、先ほどからお答えしてありますとおり、他の自治体のことであり、まして私学のことでありますので、コメントする立場にはございません。

それから、教育勅語につきましては、先ほど議員からもありましたように、昭和23年6月19日の国会の決議で公式に否定されたということで、そういう認識でしてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 教育長が、教育勅語については、こういう考えではないということはよくわかりました。わかったんですが、その中で、教育勅語の中に問題なところがあるんですけども、これ口語訳で、ある学者が発表している内容ですけども、「永遠に続くぼくたち天皇家を護るために戦争に行ってください。それが正義であり『人としての正しい道』なんです。そのことは、きみたちが、ただ単にぼくの忠実な臣下であることを証明するだけでなく、きみたちの祖先が同じように忠誠を誓っていたことを讃えることにもなるのです。」という文章が中にあります。

こういう教育勅語の中に書かれている点については、岩出市においては、教育勅語については否定をしている、今後そういう教育はしないという理解でよろしいのか、最後にご答弁をいただきたい。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再々質問にお答えします。

先ほどもお答えしましたように、国会の決議というもので公式に否定されたという認識でございます。それから、道德の教えというのは、現在、親孝行とか仲よくしていく、こういったことは、言わずもがなということでございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたします。

再開時間は追って連絡いたします。

休憩 (13時45分)

再開 (14時45分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

議会運営委員会の決定により、地方自治法第129条及び会議規則第80条の規定に基づき、尾和弘一議員及び中芝正幸市長の一部発言について、会議録に掲載しないことに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、会議録に掲載しないことに決しました。

一般質問を続けます。

通告４番目、８番、田中宏幸議員、一問一答方式で質問願います。

田中宏幸議員。

- 田中議員 ８番、田中宏幸です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず最初に、生活道路の環状化についてご質問させていただきます。

先日、３月18日に京奈和自動車道紀北西道路の岩出西インターから和歌山ジャンクションの間が開通し、京奈和自動車はこれで和歌山県内が全線開通したことになりました。紀北西道路は、工事着工から比較的早いこの時期に全線が開通したことは、国土交通省の頑張りはさることながら、市長の働きかけも大きかったものと感謝申し上げます。

この開通により、岩出市内の渋滞緩和や、また産業や観光面で京奈和自動車沿線地域の広域的な地域活性化と防災面での強化が図られるものと期待しております。

また、現在、県道泉佐野岩出線の岩出橋が工事中であり、平成27年には市道根来安上線が、そしてまた、平成28年には市道押川根来線が開通するなど、岩出市内の道路環境は飛躍的によくなってきております。

しかし、市内では幹線道路から一步脇道にそれると、車の対抗が困難な狭い道路であったり、行きどまりの道路が見受けられたりします。

昨年末の市政懇談会でも、市長は、今後、生活道路の環状化を重点事業として位置づけ取り組んでいくとおっしゃっておりました。今回、平成29年度一般会計予算の概要にも、主要施策として、市道生活道路の環状化事業1,870万が計上されておりますが、生活道路の環状化はどういった施策なのか、また、道路整備がどういふふうになされていくのか、具体的にどのような箇所を考えておられるのか、ご答弁をお願いします。

- 吉本議長 ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

- 船戸事業部長 田中議員のご質問、生活道路の環状化についてお答えいたします。

近い将来、高い確率で発生すると言われていた南海トラフや中央構造線を震源地とする大規模地震などの震災が懸念される中、道路事業におきましても防災を視野に入れた取り組みが必要と考えております。

そこで、生活道路の環状化についてであります。道路が狭かったり、行きどま

りであったりといった入り組んだ地域におきまして、通常時はもちろん、災害時や緊急時に広い幹線道路へ円滑に出られるようにする事業で、今後、市の重点事業として位置づけ、取り組んでまいります。

平成29年度は、新規事業箇所として、西野地区の市道西野備前2号線及び北大池地区の市道北大池6号線の2路線について予算計上させていただいております。

○吉本議長 再質問を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 ただいま平成29年度の事業箇所についてご説明いただきましたが、これから、今後、この事業について、どういった展開を考えておられるのか、再度お聞きいたします。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

この事業につきましては、用地等地元協力が不可欠であります。また、この事業は市民の方々にまだまだ浸透していませんので、去年に引き続き市政懇談会などでPRを行い、趣旨を理解していただいた上で、地元協力を前提とした要望があれば、積極的に事業化を検討していきたいと考えております。

さらに、開発協議におきましても、生活道路の環状化を意識して、開発業者に道路計画の指導をしてまいります。

○吉本議長 これで、田中宏幸議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

田中宏幸議員。

○田中議員 次に、青少年健全育成の取り組みについて。

岩出市では、子供たちが安心して日常生活が送れるように、青色パトロールの巡回や通学路に設置している子ども見守りカメラの運用とともに、夏休みや冬休みなど街頭補導を実施しております。また、登下校時のあいさつ運動や見守り活動などを実施し、家庭、学校、行政の連携はもとより、関係機関、各種団体との連携を強化していくことで、子供たちの学校生活が安全に守られると思います。

今回、青少年健全育成の見守り活動について質問させていただきます。

ことしの1月のことなのですが、1月30日の朝、島根県益田市の国道で、集団登校の小学生の列に飲酒運転の軽トラックが突っ込み、小学校3年の男児と付き添って見守り活動をしていた男性がはねられ、男の子は軽傷でしたが、男性は31日未明、

搬送先の病院で亡くなるという事故が発生しました。男性は34年前に現場近くで下校中の娘を交通事故で失っており、再発防止のため、地元の子供たちを守るため、長年にわたり、毎朝、ボランティアで登校に付き添い、見守り活動をしていたといっています。

こういった登下校中の列に車が突っ込む事故が多発しております。私たちのまちでも、いつ発生するかわかりません。見守り隊の保険への加入はされているのか、お聞きします。

次に、2点目、悲惨な事件や事故、また不審者情報が全国で発生しています。2年前には、紀の川市で、小学生が自宅近所で遊んでいる中で悲惨な事件が起きてしまいました。こういった犯罪や事故をなくしていくためには、たくさんの方々に見守り活動に参加していただくことが大切であると思います。子供を見守るのは見守り隊だけではなく、地域の人たちが、ふだんの生活の中で、何げなく子供の安全に気を使っていただければと思います。

例えば、買い物の行き帰りの道を注意してパトロールをしていただいたり、毎日、ウォーキングをされている方や犬の散歩をしながらのパトロール、これは紀の川市で実施されていますが、そういった方に参加していただき、見守り隊を動員していくことが犯罪の減少につながっていくと考えますが、いかがでしょうか。

次に、3点目、見守り活動をされている場所は、登下校する通学路がほとんどであります。その交差点で見守り活動をしている方が、登校中の児童に横断歩道を渡ってねと声をかけると、児童が、横断歩道が消えてなくなっているよと言われたそうです。以前から市内に横断歩道が消えている箇所がたくさんあり、書きかえをお願いしていますが、警察に要望していますとの回答です。事故の未然防止からも喫緊の課題として、早急に書きかえしていただくよう警察に要望していただきたいです。

最後に、見守り活動の対応についてですが、子供たちの安全のための奉仕活動とはいえ、冬の凍るような寒い中、また、夏の猛暑の中での活動は大変なご苦勞であります。見守り活動を行っている方へねぎらいの言葉でもかけていただき、感謝の気持ちを届けることが大切であると考えますが、いかがでしょうか。どうか、答弁よろしくお願ひします。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 田中議員の一般質問2番の1点目、見守り活動の保険加入についてお

答えいたします。

岩出市におきましては、見守り活動中の死亡事故や重傷を負ったという事案は、幸いにも発生していませんが、この見守り活動に参加いただいている市民の方が、万が一何らかの事故に巻き込まれた場合に備え、子どもを守るネットワーク行事参加者傷害保険に加入しています。この保険は、主に福祉活動やボランティア活動を目的とした参加者への傷害保険となっています。

2点目の見守り隊への参加、協力についてであります。議員ご指摘のとおり、全国的に子供が悲惨な事件・事故に巻き込まれるといったことが多く報道されています。本市においても、いつ、どこで、誰が巻き込まれるかもしれないという危機感を持たなくてはならないという中で、子供を1人でも多くの大人が見守ることが大きな抑止力になると考えております。

現在、関係各種団体、地域の皆さんなど、多くの方々の協力のもとで、登下校時に声かけやあいさつ運動を行っていただいております。また、その活動を支援させていただき、見守り活動にご協力いただける方々には、腕章やベストを交付し、事あるごとに、できるときに、できる場所での見守りをお願いしております。皆様の地道な活動のおかげで、児童生徒に不安を与える岩出市内の不審者情報については、平成25年度が33件、平成26年度が32件、平成27年度が36件でしたが、平成28年度2月末時点で14件と大幅に減少しています。これも皆様方の活動のたまものと感謝しております。

今後も家庭・学校・地域と連携し、ボランティアの増員を図りながら、活動の推進に努めてまいります。

4点目の見守り活動の対応についてであります。まず、日ごろの見守り活動にご参加、ご協力いただいております皆様方に心からお礼申し上げます。

年間を通じての活動であり、登校時は朝7時ごろから、また、下校時は市内放送後、夕方まで活動いただき感謝の気持ちでいっぱいあります。

見守り活動は、子供の安全確保はもとより、挨拶を交わすなど、子供とコミュニケーションをとることにより、子供の変化にも気がついて学校との連携を図っていただけるなど、青少年の健全育成に大きな効果を上げていただいております。

議員ご質問の感謝の気持ちを届けることについては、毎年9月に開催される青少年育成市民大会において団体表彰をさせていただいており、また、節目の大会では個人表彰もさせていただいておりますが、今後、さらに感謝の気持ちが形としてあらわれる何らかの取り組みを考えてまいりたいと考えています。

これからも未来を担う青少年の健全育成のため、ご協力いただけますようよろしくお願ひ申し上げます。

○吉本議長 総務部長。

○藤平総務部長 議員ご質問の3点目ですが、交通安全第一ですので、後ほど、場所等確認させていただき、対応させていただきます。よろしくお願ひします。

○吉本議長 再質問を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 4点目の見守り活動の対応についてですが、年に一度の活動されている方への青少年育成大会での団体表彰、それから、また節目節目の大会で個人表彰をされているということなのですが、今、教育長の答弁で、今後さらに感謝の気持ちを形にしてあらわせる何らかの取り組みを考えると申しておりましたが、どういったことを考えているのか、お聞きします。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 田中議員の再質問にお答えします。

見守り活動をされている方は、心から子供たちの安全・安心を考え、ボランティア精神でされているばかりであります。我々は、それに甘えてばかりではいけないと日ごろから思っております。

感謝というのは無形ではありますが、見守り活動をされている方々に対し、子供や保護者、学校や教育委員会等感謝の気持ちを目に見える形でお伝えできるような取り組みを今後検討してまいりたいと考えております。

○吉本議長 これで、田中宏幸議員の2番目の質問を終わります。

以上で、田中宏幸議員の一般質問を終わります。

通告5番目、14番、市来利恵議員、一問一答方式で質問願ひます。

市来利恵議員。

○市来議員 14番、市来利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず、就学援助制度についてです。

経済的な理由により就学困難な小中学生の保護者に、学校でかかる費用の一部を援助する就学援助制度があります。2017年度予算案で、要保護世帯、生活保護世帯と同程度に困窮している世帯に対する就学援助のうち、新入学児童生徒に対する入学準備費用の国の補助単価が約2倍に引き上げられました。小学生に対する補助単

価は、現在2万470円が4万600円に、中学生は2万3,550円から4万7,400円にそれぞれ引き上げられます。

日本共産党の国会議員が、参議院文教科学委員会で新入生全員が購入するランドセルや制服などの費用と就学援助が大きく乖離していると指摘し、抜本的に引き上げるよう要求しました。当時の馳 浩文部科学大臣は、乖離を認め、調査と対応を約束しました。そして、文科省は、新入学費用の実態を調査し、財務省に引き上げを要求し、結果、生活保護の教育扶助の単価まで引き上げることになりました。

国のこうした状況について、市の認識はどうか、お聞きをいたします。

2つ目は、岩出市においても、要保護世帯に対しての補助単価が当然見直しをされていると考えるが、どのようになっているのか、お聞きをいたします。

3つ目は、国会では、日本共産党の議員が就学援助の引き上げや入学準備金を立てかえをしなくても済むように、入学前の2月から3月に支給を行うよう求め、文科省の教育局長は、児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮をするよう通知しているが、市町村に引き続き働きかけていくと、このように答弁しています。

文科省の初等中等教育局長も中学校入学前の前倒し支給について、補助対象とすることは可能だと答えました。就学援助は、生活保護を受ける世帯とそれに準ずる困窮世帯に学用品や入学準備用品など、学校生活にかかる諸費用を国と市町村が援助するものです。原則、小中学校に入学・進級後に申請し、支給される仕組みですが、今、子供の貧困などが問題となっていることもあり、入学にかかる準備金支給時期を2月から3月に前倒しする自治体が全国的にもふえてきております。

入学前の支給の88市区町のうち73市区町が、ことしの4月入学する子供から実施される予定です。この3月までに支給します。88市区町のうち49市区町が、新たな小学校1年生と新中学校1年生の両方で実施され、39の市区町が新中学校1年生を対象にスタートし、来春には小学校1年生にも広げる自治体もごぞいます。来年1月から3月に開始する予定は24市区町もあり、合わせると、少なくとも112の自治体に広がってきています。

岩出市でも、昨年の決算委員会において指摘を行い、課題であると答弁をされておりましたが、新年度予算でも改善が見受けられませんでした。支給時期の見直しを行うべきと考えますが、これについてもご答弁をいただきたいと思ひます。

4つ目は、準要保護助成金の見直しについてでございます。

今回の要保護世帯への補助単価引き上げによって、準要保護世帯、要保護に準ず

る程度に困窮している世帯の就学援助についても問われてきます。

準要保護世帯に対する国の補助は、'05年に一般財源化で廃止され、援助の種類や単価は自治体の裁量に任されました。しかし、少なくない自治体で、国の補助単価や教育扶助の単価を参考に設定しており、各自治体では新入学費用の高騰に対応した援助単価の引き上げが求められてきています。国の要保護の補助単価が引き上げられたということで、当然、準要保護についても助成金の引き上げが行われるべきだと考えますが、市の考えをお聞かせください。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 通告に従いまして、市来議員の1つ目のご質問の1点目と2点目についてお答えいたします。

生活保護を受給されている方につきましては、修学旅行費以外の費用について、生活保護法に基づき扶助費を支給しております。それから、生活保護費のこれらの単価につきましては、平成29年度におきましては、改正がないと聞いております。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 市来議員の就学援助制度の3点目、支給時期の見直しについてお答えをいたします。

小中学校の新1年生の支給時期の見直しは、現在のところ考えておりませんが、全国的に入学前に支給する自治体も増加していることから、制度的なフォローアップが整えば検討してまいります。

次に、4点目の準要保護助成金の見直しについてですが、社会経済状況等を鑑み、今後検討してまいります。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、支給見直しについてでございます。やはり、なぜ文科省が児童生徒が援助を必要とするときに、速やかに支給できるよう十分配慮するよう通知を市町村に出しているかということを考えていただきたいと思うんです。

これについては、他の市町村が増加傾向していることから、今後検討していくと言われておりますが、私が言った、今回88の市区町がやるということに言っています。資料もございますので、ぜひ実現をしているところから学びながら、ぜひこの岩出市でもできるように、来年度は必ずできるようにしていただきたいと。言って

いるのは、全部じゃなくて、当然、新中学校1年生からだともっとやりやすいと思うんです。それは小学校からもすぐにもらっている方々が多いということから考えれば、十分すぐに対応ができるのではないかと考えます。そうしたいろんな方法を模索しながら、ぜひ早期に実現していただきたいと思いますので、来年度には必ずやっていただきたいと思うんです。

あと、増額のほうについては、先ほどおっしゃられました。これについては消費税、多分8%に上がったときに、実際に準要保護の率というのは上がっているんでしょうか。というのは、これまでも経済的な困窮の問題であったり、いろいろ子供の貧困などを取り上げた中でも、準要保護についての消費税で上げられたということがなかったように聞いてるんで、8%のときに、この部分の費用というのは見直しされたのかどうかをお聞きしたいと思います。

国が制度化をされて、まだ予算がついてないというふうにおっしゃったんですが、予算をつけることによって、岩出市はすぐに対応を同じようにやっていくということでもいいのかどうか、その辺の確認だけをしておきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず1つ目なんですが、新1年生への支給時期の見直しをぜひ来年度中に実施してほしいというご質問であると思います。本市では、特に転出入が多いため、新1年生の新入学用品費の前払いには大きなリスクを伴う部分があると考えています。先ほど申し上げた制度的なフォローアップが整えばということをお願いしたと思うんですが、こういったリスクを軽減する国等の制度が整えば、すぐに対応してまいりたいと考えてございます。

それから、2つ目に、8%に上がったときに見直しは行ったのかということですが、その時点では見直しは行ってございません。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 2点目は、福祉事務所生活保護課に社会福祉士の配置についてでござい

ます。

現在、子供の貧困、ワーキングプア、下流老人、老後破産など、さまざまな角度から貧困問題が取り上げられております。内閣府なども相対的貧困率等に関する調査分析結果を公表し、格差に関する議論が高まっているとしています。相対的貧困率は、2012年の国民生活基礎調査では16.1%です。6人に1人が相対的な貧困層となっているのです。その中でも高齢者であること、特に単身、また母子家庭であることが相対的貧困率を押し上げております。

生活保護は、憲法第25条の生存権保障に基づくものであり、現に生活に困っていれば、誰でも権利として受けられるものです。生活保護申請数の急増による担当ケースの増加、ケースの事情の複雑化、訪問業務に伴う危険など現場で働くケースワーカーの負担は非常に重たいものになってきています。

不安定な受給者への接し方はとても難しく、重い責任が伴います。そうしたもとの、それぞれの事例は、原則、担当ケースワーカーの裁量で行われておりますが、ケースワーカーの仕事は、どの市町村でも特殊でハードな業務なため、生活保護の担当部署への配属を希望する職員は少ないと言われております。熱意を持って取り組んでいっても、燃え尽き症候群などになり、精神的な疾患となって、休職に至る方もおられると思います。

岩出市のケースワーカーの人数と指導監督を行う査察指導員の人数、また、1人当たりの受け持つ件数についてお聞きをしたいと思います。

2つ目は、訪問活動は、生活保護受給者の実態を確認する大切な場となります。ところが、事前に約束をとることなく訪問することが前提とされているために、全く会うことができない状況も出ているのではないのでしょうか。生活保護受給者にも当然生活があり、昼間は自宅にいない、出かけている方が多いというのが実態となっています。訪問について、1年以上面接できていないというケースはどうなっているのかをお聞きをいたします。

3つ目は、関係機関との連携についてでございます。先日、生活保護の申請、相談者の対応をしましたが、所持金はわずかしかなく、生活状況は水道などが給水停止をされているといったケースがございました。相談の上で、保護決定までは時間がかかることから、当然、担当者のほうは施設入所を進めましたが、本人は仕事を理由に、また施設入所の意味が理解されておらず、帰宅をされました。その後、連絡をとったときには、当然、所持金は底をつき、ほとんど食事をとらず、また家では水道がとまっているため、水分補給は外で行っていたという対応をしておりまし

た。このケースの場合、最初にとった施設への入所を進めたという点では納得できるのですが、本人との意思疎通がしっかりとれていたのかが疑問になってまいります。また、本人も仕事に行かなければ収入がないと前向きな点もあり、帰ることを主張し、帰宅をしました。しかし、その帰宅をした場合、なぜ水道がとまっていることがわかっていたにもかかわらず、水道課に本人を案内できなかったのかが残念でなりません。

電気、ガスなどとは違い、水道は地方公共団体が運営しています。こうしたケースに限らず、生活保護の申請に来られる方はさまざまな問題点を抱えることが多く、状況を一つ一つ聞く中で、市役所管内一人一人に合った対応と必要な対策を講じることが大切でございます。しっかりと縦割り行政ではなく、関係機関、また横とのつながり、そうした連携についてはどのようになっているのか、この点についてお聞きをいたします。

4つ目は、社会福祉士の配置の考えについてです。これまでも過去の一般質問でも取り上げました。社会福祉士の配置については、これまで社会福祉主事を配置している、また、今のままで大丈夫だなどとの理由で、配置をできておりません。専門職を配置することは、当然職員にとってもいいことではございますが、何より市民にとってもよりよいサービスの提供につながると考えます。社会福祉士の専門職をしっかりと配置をして、生活保護受給者の自立に向けた施策を充実する中で、生活保護の適正化も行うことはできるのではないのでしょうか。

こうした意味からも、社会福祉士の配置というのは十分に必要だと考えますが、市にその考えがあるのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の2番目のご質問の1点目についてですが、ケースワーカーは4名、それから査察指導員が1名、1人当たりが受け持つ件数は、平成29年2月末現在で約77件となっております。

次に、2点目ですが、1年以上面接できていないというケースは、現在2件ございます。

次に、3点目についてですが、生活保護のケースワーカーは、被保護者のさまざまな生活課題解決のために、生活保護以外の職員とも連携が必要であり、高齢者、障がい者、母子、児童、女性など福祉関連法ごとの担当者との情報交換によって、多面的な視点から業務を行っております。また、福祉事務所内にとどまらず、水道、

住宅、保育、労働、教育、医療、介護、税行政部門等との間で情報共有や連携を行っております。

最後に、4点目についてですが、社会福祉法第18条において、福祉事務所には社会福祉主事を置くこととなっております。しかしながら、社会福祉士については、その規定がないことから、現在のところ社会福祉士を配置する考えはございません。以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、社会福祉士についてでございます。規定がないから、今のところ、現在置く必要はないという形でおっしゃいました。先ほども、私述べましたように、社会福祉士は、いわゆるソーシャルワーカーと呼ばれる社会福祉専門職の国家資格を取った方がやられております。身体的、精神的、経済的なハンディキャップのある人から相談を受け、日常生活がスムーズに営めるように支援を行ったり、困っていることを解決できるように支えたりすることが主な仕事です。

こうしたスペシャリストを置くことによって、それが市民サービスにもつながるということ、もちろん先ほども言ったみたいに、77人ということで、当然、規定の80人以下になっているということで十分いけてるんだということだと思っておりますが、しかし、そうではなく、やはり、それはたくさんの生活保護の申請に来られる、相談に来られるというのは、大変さまざまなケースがあります。それをやっぱりしっかり受けとめて、どのような自立支援につなげていくのか、また、生活保護がいいのか、また、福祉施策として何ができるかというのをあらゆる面から、やっぱり取り込もうと思えば、しっかりサポートできる体制づくりというのが必要だと思います。

今現在、1人77件を受け持っているから4人が職員で、査察指導員が1人で十分だとは考えているんだというふうになるんですが、私は、市民側の立場からとったら、よりよくいろんなサポートをしてくれる状況、環境をつくっていただくというのは十分に必要だと思います。その点から見て、社会福祉士の配置という問題を考えていただきたいなと思うので、もう一回、その辺については答弁をいただきたいと思います。

2つ目は、2件が1年以上、面接できてないケースとなっております。この2件については、最後がいつだったのかという部分も含めてですが、今どのような対応をされているのかという件ですね。やはり会えてないというケースに対しては、

やはりその方が一体どうなっているのか。受給をしているわけですから、その部分についてはしっかり自立を含めて、どんなふうになっているのかというのをやっぱり把握する必要があると思うんです。それについて、今後、どのようにしていこうと考えておられるのか、それをお聞かせください。

以上です。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

生活保護の事務に関しましては、岩出町から岩出市になって、市制施行されてから、県のほうから移転をされてきたところですよ。今、10年たったところでありまして。生活保護のみならずなんですけど、生活保護のケースワークで重要なのは、知識と経験であると考えております。事務をやらしていただき、10年たって、職員の中では知識と経験は蓄積されてきているものと思います。社会福祉士のみならず、知識と経験というのが大事ではないかと考えてます。

職員の中には査察指導員、今やっておる者が経験年数8年、あとケースワーカーの中には、6年の経験のあるケースワーカーもおります。その中で、例えば、いろんなケースございます。その中でケース会議というのを大体週1回程度行われております。私、あるいは福祉課長のほうも入って、いろんな各個別のケースごとに対応を検討しているというところでありまして。

そこで、職員の間でのいろんな情報の共有というのもされておりますし、それから、会議の場ではなくとも、常にベテランが若手に助言や指導も行っておるといふようなところでもあります。その中で、当面はこの体制で、まずケースワーカーのスキルを上げていくというところに重点を置いてやっていきたいと考えております。

それから、もう1つ、面接できていない2件、これにつきましては、いずれも精神的な疾患のある方ということで、なかなかちょっと当人と直接お会いしてお話しするのが難しいというところで、それぞれその世帯の家族でありますとか、それから病院の方、関係者の方から間接的に聞き取りなどを行って、状況を把握していると、そういうところがございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 1点だけなんですけど、先ほど、私、事例を挙げさせていただいた中では、結局、申請に行ったけども、水道がとまってたと。なおかつ、家に帰ってしまった

と。福祉事務所の方は、施設入所を勧めたんですが、それを理解されてなかったのと、また仕事に行かなければならないという本人の思いもあって、帰らせてしまったというか、帰ってしまったんですね。

水道課に行けなかったという実態があったものですから、どのような形で連携がしっかりとれているのかという疑問に思ったところで、この問題を質問させていただいているわけなんです。

今、連携のほうについてはしっかりやっていただくことはもちろんのことですが、前向きに社会福祉士のほうについては考えていただきたいと思います。これについては職員自身をやっぱり、今までたくさんのケースを持ってきて、経験が当然一番大事だと思うんですが、その経験以上に、いろんなケースで社会福祉士の方は訓練されたり、事例を見ながら、しっかりとプロフェッショナルの目で、方向性を見つけ出しながらやるということが出来る方です。そうした方を入れることによって、職員自身もやはり相談がすぐできる、対応がすぐできるということが、市民にとっても十分にこれはサービスの向上につながると思うんです。また、自立への道にも早くつかむことにもなります。

そうした意味では、しっかりと私はこの分野については、配置を求めたいと思いますが、再度答弁を求めたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

議員のほうから個別のケース、今回の質問のきっかけになった個別のケースのお話もございました。このケースに関しましては、相談に来られたときに、即生活が困窮されていると判断して、申請書を受理して、手続に入ったというところでございます。

ただ、保護費については、きょう申請して、きょう渡すということとはできない。ただ、ライフラインがとまっているというところもお聞きした上で、一時的に救護施設のほうへ保護開始まで入所されたらどうですかというふうにお話をさせていただいたところです。

何回か勧めたところでありますけど、議員おっしゃるように、ご本人、行きたくないというところであったわけです。体調的にもし問題がある場合は、やはりそうはいうても、病院なりいろんなところへというところだったんですが、そういう部分では問題がないというところもありましたので、自宅へ帰っていただいて、何か

あったら連絡するというようにお願いしてというところであったわけなんですけども。そういう部分においては、連携体制として、救護施設との連携をとらせていただいたという中では、対応は適切であったのではないかと考えております。

ただ、ケースワーク、いろんな個別のケースワーク、いろんな分野あります。今回の件に関しましても、じゃあ、満点やったかというところ、そこはいろいろ検証して、これからにつなげて、いろいろ蓄積はしていかなならんと考えております。

お答えとしましては、現時点で社会福祉士を配置することは考えてはおりませんが、ケースワーカーの質の充実は大変重要なことだと考えておりますので、これから、また組織的に対応してまいりたいと思います。

以上です。

○吉本議長　これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員　3つ目は、水道料金滞納者への給水停止についてです。

岩出市では、水道料金の滞納者へ給水停止を今行ってきております。今、2つ目の質問において事例を挙げましたが、生活困窮者への給水停止は、生存権をも奪いかねません。これまで決算委員会などでの質疑の中で、給水停止を行っているところでは、住んでいるのか不明だ、また、住んでいないと見受けられるものを停止しているというふうにお答えをされております。給水停止に至るまでの手続については、どのように行っているのか、この点をお聞きをいたします。

2つ目は、2000年4月13日付で厚生省の水道整備部が水道事業管理者に対し、真に生活に困窮している者に対する機械的な給水停止を行わないよう、関係部局と連絡、連携体制をとることなどを求めた連絡文書を出しています。この趣旨をどのように岩出市で生かされているのか、この点についてお聞きをいたします。

3つ目は、重大な事件が起きないうちに、給水停止処分については慎重に行うべきと考えるが、この点について、どのようにお考えになっているのか、お聞かせください。

○吉本議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○濱田上下水道局長　3番目の水道料金滞納者への給水停止についての1点目、給水停止に至るまでの手続はのご質問にお答えいたします。

水道料金につきましては、2カ月ごとに請求させていただき、未納の方には納期

限後20日以内に督促状を送付しています。さらに4カ月分以上の未納が続きますと、水道法第15条第3項及び岩出市水道事業給水条例第36条の規定に基づき、給水停止予告通知書を送付し、予告通知書納期7日間が経過しても何のご連絡もいただけない方には給水停止決定通知書を送付し、決定通知書納期7日間が経過しても、なおご連絡いただけない方に対し、やむを得ず給水停止を行っております。

次に、2点目の厚生省水道整備課の連絡文書の趣旨をどのように生かしていますかについてでございますが、水道料金滞納者につきましては、関係部署との連携を図り、分割納付による納付相談を行っております。

なお、納付相談の際、真に生活困窮と思われる場合は、生活保護の受給を働きかけるなど、福祉部局との連携に努めているところでございます。

3点目の給水停止処分は慎重に行うべきと考えるがどうかについてでございますが、給水停止処分については、議員のおっしゃるとおり慎重に行うべきと考えておりますので、水道法第15条第3項及び岩出市給水条例第36条の規定に基づき、今後とも公平な立場で、適正かつ慎重に行ってまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 給水に至っては、これまで福祉関係も含めて、各関係にやられているということだったんですが、その関係部局との連携・連絡体制というのは、水道をとめるに当たって、この間、どれぐらいの件数であったのか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

もう1点目は、水道法の第15条第3項の部分ですけど、ここに書いているのは、給水に対する停止することができるというふうに書かれております。これはできるということで、やりなさいとは書かれてないということというのと、この辺についてはどうなのかなという点がございます。

あと、1点目は、分納というか、決定通知書、給水停止執行通知書等々を見ると、全ての停止予告通知書全てにおいて、給水停止を解除するためには、本条と上記の未納料金をご持参の上となっているんです。多分、未納料金というのは、これまでの未納した部分が書かれると思うんです、紙に。この部分を持っていかなければ、水道がとまるとなるんですが、この払うお金がないと、行きにくいのではないかというのが考えられるんですが、相談の部分については、例えば、相談に乗りますという形で、一緒に通知をされているのか、その辺については、どのようなになっているのかなというのがあるんです。

金額が載ってて、それを持っていかなければ、水道解除できないということになると、このお金がなければ、どうすることもできないとって、足を一步踏み出して、市役所のほうに相談というか、足を運べないのではないかという点が気になるんですが、その辺について、相談体制というか、そういう相談に乗りやすい体制づくり、そうした点ではどのようなになっているのかという点をお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○濱田上下水道局長 水道法第15条の給水停止ができるというところなんですけども、水道事業は、市民生活にとって不可欠であります。また、水道事業の健全経営を維持していく上で、財源の確保も重要な課題であると考えております。

水道使用者から公平に料金を徴収する必要がございます。そういったことから、給水停止処分は欠かせない措置であるというふうに考えております。そうしたことから、今後とも滞納者の生活実態を十分把握し、納付相談に応じるなど、適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

それから、相談のしやすいように通知しているのかということなんですけども、現在のところ、そこまでしてませんけども、市のほうへ出向いてきてくれれば相談に応じるということになります。

関係部局への連絡ということで、今まで、今年度1件ありました。生活保護等関係部局のほうへ相談に行ってもらっているのが。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、市來利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後3時55分から再開いたします。

休憩 (15時40分)

再開 (15時55分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告6番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二、議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

市民生活向上、今回は、国民健康保険にかかわる点、ごみの減量化対策面の2点、質問を行いたいと思います。当局の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず、国保における市の認識というような点なんかで、7点についてお聞きをしたいと思います。

まず1点目は、今議会において、国保税の値上げの案件が出てきましたけれども、国保における医療給付費増大における対応分については、全て国保利用者へ負担を押しつけるというものとなっています。そもそも国保会計における運営の悪化、これについては国の負担分削減が引き金になって、全国の自治体の国保税、これが引き上げられる、こういう要因をつくり出してきたというのがこれまでの国保の状況です。その給付増の要因として、国負担分削減面、こういうものもこの国保税の中においては大きな関連性もあると思うんですが、国の負担分削減、この面との関係では、市としてはどのような分析、これをお持ちなのかという点、これをまず最初にお聞きをしたいと思います。

2点目は、12月の質問で、岩出市においてはデータヘルス計画、こういうものを立てて、今後の国保の取り組みについては、こういったデータヘルス計画を生かして進めていくんだということが言われました。そして、調査や分析面、こういう面においては、新生物、がん、白血病、悪性リンパ腫の医療費、こういうものが一番多く占めているんだと。また、循環器系の疾患などを初めとして、疾患別の状況なども把握をされて、一定の市としての状況というものも報告がされてきています。

このような状況のもとで、岩出市ではその対応策として、健康対策面で市民にどのような点で注意をする必要があるのか、生活面において病気にかからないことや体を健康にしていくためにはどうすべきなのかなど広報活動なんかも大切になってきています。こうした広報活動以外にも各種の対応策が求められてきていると考えますが、市として今何が求められていると捉えて、今後どのように進めていくのかをお聞きをしたいと思うんです。

3点目としては、脳ドック、こういう部分においては、27年度、初めて導入がされて35名の定員に対して、申請者が大きくオーバーしてきました。大体90名近く応募があったというような記録もあるんですが、28年度では、これを踏まえて50名というふうにされてきていますが、この28年度では申込者、さらにこれがふえる、こういう状況があり200名をオーバーする。200名を超えたというようなことなんかも

聞いていますが、このように申請者が多いというのは、まさに市民の健康意識の高さと実際自分の体の状況、これがどうなっているのかを知りたい。まさに、健康面で関心がある証拠だと思います。

今年度では10名の枠がふやされてきていますが、脳血管疾患や脳卒中等における医療費の推移や件数、これについては、まさに市としてはどのように分析・把握、こういうものなんかをしてきて、対応をとってきたのが、まさに問われると思うんです。医療費の高騰、これがあって、この国保税が高くなる要因の大きな問題であるこの医療給付費、これを抑えていくという上においては、こうした検診体制のさらなる充実を行っていく、こういうことが、私は本当に求められていると思うんです。

病気の早期発見、このことこそ求められている状況ではないでしょうか。市民からこのように高い、こうした脳ドックの受けたいというこういう要望、これがありながら、なぜもっと人数枠の拡大が行われなかったのか、この点をお聞きをしたいと思います。

4点目として、医療費の高騰化を抑えていく、こういう部分においては、少なくとも前年と同じ対応から前進面があってこそ、医療費の高騰を抑えられるわけです。その点からは、病気にかからないための健康予防や食生活の改善、また健康教室面では、現在行われているものをさらに拡充していくことが求められていると考えます。こういう点においては、市においては年次計画として、こういう部分においては年次的にどのように今後していこうというふうに考えておられるのか、この点をお聞きしたいと思います。

5点目、6点目については、国保加入者の地域的な分布、また年齢的な分布、家庭内での条件面などもしっかりつかんで、対策を打っていく一助とすることも必要ではないのかという点から、お聞きをするものです。

国保加入者における地域の分布や、また年齢的な分布などもつかんで、高齢化社会に向かう中で、健康施策、健康教室開催など、地域のこうした、国保以外の方も含めて、後期高齢者と言われている75歳以上の皆さんの状況なんかともあわせて、生かしていくというふうにも思うわけなんですけど、こうした状況把握という地域や年齢的な分布、こういうものについて、市の考えについてお聞きをしたいと思います。

最後にお聞きするのは、現在、岩出市では一般会計から国保会計に繰り入れ対応が行われてきていますが、12月議会では、国保における制度の構造上の問題等があ

り、このような繰り入れを行っているんだという認識がされてきています。この国保の制度における構造上の問題、これはどのような点を指しているのかという点、この点についての市の見解、これをお聞きしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 通告に従いまして、増田議員ご質問の1番目の1点目、給付増の要因として国負担分削減との関係はどう分析されてきているのかについてでございます。

給付増の要因としましては、平成27年にC型肝炎治療薬など高額薬剤が保険適用されたことの影響が大きいと考えており、今年度実施したレセプトの分析結果におきましても、疾病別ではウイルス肝炎に係る医療費が3番目に高い数値となっております。

また、国庫負担につきましては、療養給付費負担金と財政調整交付金で、保険給付費の41%相当が交付されるものでありますので、給付費が伸びると国庫負担額も増加するという構造になっております。

ご質問の国庫負担分の削減というのは、歳入に占める国庫負担割合の減少のことだと思いますが、昭和59年に退職者医療制度が、また平成20年に前期高齢者交付金等の制度が創設されましたが、退職者医療制度は、退職被保険者に係る医療費の全額が交付されるものであります。

また、前期高齢者交付金は、前期高齢者加入率に応じて、医療保険者間の調整を行う仕組みとなっているもので、これらは社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されます。

国庫負担金等は、一般被保険者の保険給付費から前期高齢者交付金分を除いた費用が交付対象となるため、歳入に占める国庫の割合としては年々減少しているかもしれませんが、前期高齢者交付金等の歳入が増加しているため、保険税の割合が増加するものではありません。

2点目の調査や分析面で状況の対応策として、岩出市では何が求められていると捉えているのかについてでございますが、今年度、国保のレセプトをもとに医療費等の分析を行った結果、最も医療費が多かったのは、新生物、いわゆるがんや悪性リンパ腫などの疾患、次いで循環器系の疾患、これは高血圧や虚血性心疾患などでありました。

また、レセプト件数が多かったのは循環器系の疾患、次いで内分泌、栄養及び代

謝疾患、これは糖尿病や甲状腺障害などでありました。

これらの結果から、高血圧や糖尿病など生活習慣病及びがん対策が必要であると捉えており、今後も特定健診及びがん検診の受診率の向上を第一に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目、脳血管疾患、脳卒中等における医療費の推移や件数は、どのように把握分析したのか。早期発見という観点面からも検診体制のさらなる充実をについてでございます。

脳卒中の動向につきましては、和歌山県国保連合会のシステムを通じて医療費や件数を把握しております。脳血管疾患である脳卒中には、脳の血管が詰まる脳梗塞、脳の血管が破れて出血する脳出血やくも膜下出血がございますが、これらを合わせた過去3年間の医療費と件数の推移を申し上げますと、平成25年度は、医療費が9,205万2,990円で、件数は1,457件です。平成26年度医療費は9,223万5,770円で、件数は1,380件です。平成27年度医療費は1億2,565万3,440円で、件数は1,379件でした。

いずれにしましても、脳ドックは、脳卒中発症前の異常を捉え、生活習慣病改善や薬物療法、早期の手術につなげることを目的とした検診であります。脳ドックの受診率につきましては、今後の申し込み状況あるいは他の保健事業とのバランスを十分勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

続いて、4点目、病気にかからないための健康予防や食生活改善、健康教室面での年次計画はどのように考えているかについてでございます。

現在、市におきましては、健康講座、健康相談、インフルエンザ予防接種を初めとする予防接種事業、歯周病疾患健診、国保では特定健診、特定保健指導やドック健診事業、また、介護予防事業として、シニアエクササイズ教室、栄養改善教室、認知症予防教室、岩出元気体操応援講座等、さまざまな事業をそれぞれPDCAサイクルにより毎年検証を行いながら、年次計画により実施しております。

続きまして、5点目、国保加入者における地域分布、年齢的分布などの把握も必要ではないかと、6点目、国保加入者における高齢化地域の把握と高齢者対策としてどのような施策が必要と考えているのかについては、一括で答弁いたします。

地域分布等の把握につきましては、国保中央会が開発しました国保データベースシステムにより把握しております。このシステムによる直近のデータでは、国保加入者の地域分布については、岩出地区は2,082名、山崎地区は5,534名、根来地区は2,059名、上岩出地区は3,766名であります。

また、年齢の分布につきまして、65から74歳の方を申し上げますと、岩出地区は802名、山崎地区は2,142名、根来地区は710名、上岩出地区は1,454名となっております。

各地区における高齢者の割合は、根来地区が34.5%、ほかの地区は38%台で、4地区において特徴となるほどの割合の差は出ていないと思われま

す。また、高齢者施策につきましては、12月議会でも答弁したとおり、市民が健やかに暮らせるよう健康寿命の延伸を目指し、各担当課と連携しながら、高齢者を初め全ての世代を対象とした健康対策を実施してまいります。

続いて、7点目の一般会計からの繰り入れ対応を行っている認識があるが、制度における構造上の問題とはどのような点を指すのかについてです。

市町村国保は、全国的に高齢者の加入割合が高いために医療費水準が高く、医療費に見合う国保税収入の確保が困難であるという財政運営上の構造的な問題を抱えており、本市においても例外ではありません。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 最後の構造上の問題、これについては、私は市が国保において一般会計に対して繰り入れていかなきゃいけないという状況があるんだという点について、構造上問題があると聞いて、じゃあ、その構造上の問題というのは何なんですかと聞いたんですが、先ほどの答弁では、全くちょっと私理解できなかつたんです。何が構造上として問題があるのかという点、私自身、ちょっとちんぷんかんぷんわからなかつたというような答弁であつたと思います。

その点では、今言われた構造上の問題ですね、言われている構造上の問題というのを解決するには、市としては、じゃあ、どういうふうになれば、この構造上の改善、解決、これができるのかという点、これを再度お聞きしたいというふうに思います。

それと、今年度の予算では、国保税そのもの自身、これが引き上がってきているわけなんです、この点においては、ここ最近の年度ごとの国保滞納者の数、こういうものはどういふような状況になっているのか。また、滞納の理由については、どのような特徴面なんかがあるのか。そして、同時に、今回、このような国保税の値上げがされる中で、市として、国保会計の中において、どういふような影響があるのか、また、どういふような懸念として、市として考えておられるのかというよ

うな点、この点についてお聞きをしたいと思うんです。

そして、脳ドック、この点については、先ほど特徴面なんかも含めて、それに関係する特徴面なんかもお話があって、25年、26年、27年と、大体1,300から1,400件、こういうような状況が今生まれているんだというような状況がある中で、最初にも言ったんですけども、申し込み、定員枠が、昨年から50名から岩出市60名というふうにされてはきているんですが、実際には、定員枠、これを本当にはかるにオーバーしているという、こういう状況があって、この脳ドックを受けることによって、やはり国保加入者の健康面、これがチェックできるというのであれば、やはりこれは医療費高騰化を抑えていく大きな力になると思うんです。

そんな中で、なぜ市は積極的にこういう定員枠を拡大しようとししないのか、現実的に、申し込んでいるこういう方の数というものを市としてどう見ているのかという点、この点を再度お聞きしたいと思います。

それと、今、市の地域把握とか、年齢的把握、こういう面については、この点においては、市として全体の年齢的な部分なんかも把握、こういう点なんかもしっかりと、これは現実的にはされてきていると思うんです。問題は、こうした今のこういう地域的な状況に対して、市として、今おっしゃられたような健康教室とか、また健康体操を初めとしたそういう部分を、やはり地域地域にしっかりと広げていくというのが、私は大事だというふうに思うんですね。

せっかくこういった資料があるんですから、しっかりと年次的に、やっぱり計画も立てていってこそ、この国保会計なんかも改善できている大きな力になっていくと思うんです。そういう点においては、年次的な部分なんかも含めて、地域地域にどういうことを行っていくのかという、そういうことなんかは、ちょっとおっしゃられなかったので、そういう点、市のほうで考えているようなことがあれば、今年度、少なくとも今年度、新しく広げていくというようなものがあれば、考えなんかも、再度お聞きしたいというふうに思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず、構造上の問題というところでの再質問がございました。先ほど申しましたように、国保に関する構造上の問題と申しますのは、医療費に見合う国保税収入の確保が困難であるという財政運営上の構造的な問題ということでもあります。

それから、それに向けて、では、市はどうしていくのかというご質問があったか

と思うんですが、これは入りと出、それぞれ考えていかなければならないところがあります。入りに関しては、財源の確保ということで、国保税の収納対策をきっちりやっていくということです。それから、出につきましては、医療費ふえていくところでもありますので、医療費の適正化に向けて、いろんな保健事業等を進めていくという、こういうところでもあります。

それから、滞納者の数のご質問があったと思うのですが、滞納者の件数につきましては、過去3年で申し上げますと、平成25年度が4万2,610件、それから平成26年度が3万3,086件、27年度は2万9,744件、ご承知のように、年々減少してきております。これに関しましては、プロジェクトチームの努力という部分もありますし、何より国保の加入者の皆さん、制度に関する理解をいただいて、国保税の負担をしていただいているということで、感謝をしておるところであります。

それから、滞納の理由というところではありますが、1つ理由として上げられるのは、経済的な問題というところになるろうかと思えます。この方々に関しては、分納であるとか、執行停止であるとか、そのような状況に応じた対応をしていくということでもあります。それから、財産等、国保税支払っていただけるにもかかわらず、支払っていただけない方に関しましては、滞納処分を行っていくということもございます。

それから、続いて、脳ドックのことについて再質問ございました。

脳血管疾患の重症化予防あるいは早期発見ということで、脳ドック、有効であると考えておりますし、実際、定数を年々ふやしてきておるところであります。脳血管疾患のリスクといいますと、高血圧あるいは肥満というところが上げられるわけなんですけども、こういうところで特定健診などでリスクが高いと判断された方に関しては、保健指導をしっかりやっていくということで、29年度に関しても、その体制強化をしていくことにしております。

また、これも国保の方のみならず、岩出市民の方全体ということになるんですが、啓発もやっていくというところなんです。例えば、ふれあいまつり、毎年3月に行わしていただいておりますふれあいまつりにおきましては、例えば、血管年齢の測定などの興味を引くような仕掛けをさせていただいて、関心の高まるようなことをしておるところであります。脳ドックを含め脳血管疾患対策については、積極的に取り組んでいっておるところであります。

それから、地域ごとのという部分ではありますが、和歌山県内30市町村、いろんな地域性は千差万別でありまして、例えば、例を挙げれば、田辺市のような市街地と、

あるいは竜神村であるとか、そういう山村地域、はっきり地域差が明確に出ているような自治体では、そのような地域ごとの分析というのも有効であるのかなとも考えます。

その一方、岩出市に関しましては、面積的にも地域的にも、その辺、地区ごとの優位な差というのは、先ほど申し上げましたように、優位な差というのは見られておらない状況でありますので、地域ということではなく、市全体に対して取り組んでいくというような形になろうかと思えます。

例えば、これは介護のほうのことになるかと思うんですが、元気体操であるとか、その辺は地域の公民館で、お年寄りのサークル、そういう集まりをつくっていただくような目的も兼ねてやっておるということで、それぞれの地域ごとに取り組みを進めるような仕掛けも考えておるというところでございます。

以上です。

失礼いたしました。国保税値上げにより、どのような懸念を考慮しておるかというところであったかと思えます。国保税値上げとなりますと、加入者の方の負担がふえるということで、ちょっと支払いがしんどいなという方もまた出てくるかと思えます。そういう部分に関しましては、担当チームのほうでいろんな相談に乗らせていただいた上で、それぞれ対応していきたいと考えております。

それから、脳ドックの定員枠の拡大考えないのかというところですが、29年度、10名、今増員をしたところでありまして。先ほど申し上げましたように、脳血管疾患の対策、脳ドックも有効ではあるとは考えておりますが、ほかにもさまざま対策を考えていきたいと考えておりますので、現時点では、この定員でやっていきたいと考えております。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 構造上の問題という点においては、財政上の困難さというのが言われました。解決していくという上においては、構造上仕方がないのであれば、国保運営に関しては、今後も一般会計から繰り入れて、それに対応していく以外、これはないと思うんです。

ところが、今回の場合は、国保税の値上げという部分においては、一般会計から繰り入れるというような対応の考えというのは全くなかったというのは、私は本当に非常に残念だというふうにも思っています。

こういう点においては、国保という部分については広域化というものなんかも、

今後されていくというような状況になっているんですけれども、今の岩出市の考え方というものについては、今度も国保の広域化が行われても、同じような対応というのをとっていくのかという点、この点をまずお聞きをしたいと思うんです。

それと、今、特に国保の中だけではなしに、社会保険の皆さんも一緒だと思うんですが、先ほども部長も言われましたけれども、やはり市民の皆さんの健康という部分なんかにおいては、今の社会状況というものなんかも大きくやっぱり変わってきていると思うんですね。今、長時間労働、残業時間というような部分なんかが、今、国会のほうでも議論されているし、実際には、こうした国民の働き方のあり方というものなんかも、今問われてきていると思うんですね。そんな中で、今、国保加入者においても、経済の低迷化とか、長引く不況の中で、無理をして働いて体を壊しているとか、睡眠不足というものが引き金になって、事故やけがを引き起こしているような状況なんかが、岩出市で起きていないのかどうかと。まさに国保加入者の生活実態というものなんかも知っていくということも、私は本当に大切なことだというふうに思うんですね。

そういう点においては、例えば、いつごろまで働いて、何時ごろに寝て、そして何時ごろに起きているのかを初めとして、体を丈夫にしていくには、どんな食生活を送っていけばいいのかと。また、高血圧の原因の1つと言われる体の塩分というものなんかが、個人個人でどのぐらいあるのかということなんかも知っていくということもなんかも、私は本当に大切なことだと思うんです。

ちなみに、この塩分という部分なんかは、7%を超えない、そういうような生活を送ることが大切なんだというようなことなんかも、医療機関なんかも含めて、いろんな状況で、この塩分という部分については言われていると思うんです。

こういう点においては、こうした市民の皆さんの健康状況、これを家庭における、例えば、実態アンケートというんですか、そういうものなんかも市なんかは入れて、広報活動なんかも含めて対応していくというような、そういうことなんかは市としては考えておられるのかどうか、市民生活の実態を知っていくという部分なんかでは、私はそういうことなんかも取り組んでいくというのも、大切な1つじゃないかなと思うんですが、こういう点について、市としての考え方を再度お聞きをしたいというふうに思います。

それと、脳ドックに戻るんですけれども、今、枠の拡大はもう考えないよということをおっしゃったんですけどね、やっぱりその辺のところ、市として何億も経費がかかるというもんじゃないかなと思うんです。そういう点では、この脳ドックとい

う部分なんかにおいても、当たった人はよかったよというふうにはなるんだけども、外れた方、去年なんかは50人の定員で、200名からの方が申し込まれて来ているんですが、やっぱり外れた方にとってはショックだったと思うんですね。そういう点においては、脳ドックという部分については、私は追加募集というものなんかもやっぱり行っていくという、そういう温かい対応こそ、今、岩出市は求められていると思うんです。そういう点においては、余りにも市の思っている部分よりもオーバーしているんだから、そういう点では追加募集ということなんかも、補正予算で組んでいくというそういう考えは本当に全くないのか、この点ちょっと再度をお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

順不同になりますが、生活実態を知っていく上で健康調査が必要なのではないかなという趣旨であったかと思えます。市としましての健康対策というのは、当然ではありますけども、国保の加入者だけではなくて、市民全体の健康対策を考えていかねばならんと考えております。

再来年になりますが、市の中で健康増進計画があるわけなんですけども、これの改定に向けて、29年度、健康面でのアンケート調査を実施する予定にしております。この辺も活用しながら、健康実態を把握していくということでもあります。

それから、脳ドックの定員のお話であります。この脳ドックの事業、始まって3年が経過してきておるところであります。そろそろ効果の検証とか、その辺の事業の検証もしていかならんという時期に来ておるのかなと考えております。そういう意味では、やみくもに数だけふやせばいいと、そういうものでもないかなというふうに考えております。当面、この事業の実施状況というのを検証した上で、また考えていくというようなところでもあります。

それから、最後に、構造上の問題で、繰り入れではなくて国保税の値上げのほうにいったのではないかという、たしか趣旨であったかと思うのですが、前々から申し上げておりますとおり、毎年、国保会計のほうには、もともと法律で定められております法定分ということで、4億余りの一般会計から繰り入れを行っておりますし、それ以外のルール外分の繰り入れということで、平成27年度に関しては1億5,000万余りを繰り入れを行っておるところであります。

また、ことしの29年度、せんだってご承認いただいた国保からの特別会計におき

ましても、一般会計から4億余りの繰り入れを行っておるところであります。増田議員、再三、国保の加入者に負担を押しつけているのではないかという表現をされております。

最初の1問目のところにもありましたが、国の交付金が減っておりますが、じゃあ、岩出市のほうではどうなのかというところなんですけども、岩出市においては、平成19年の国保会計に占める保険税というのは、20%を超えておりました。今、では27年度どうかといいますと、18%ほどに下がってきております。国の交付金も下がっておりますが、保険税に占める割合も下がっております。これ何でかというところになるんですが、これは先ほど申し上げた前期高齢者交付金、これができておるといところで、両方とも割合が減っておるといところであります。

この前期高齢者交付金というのは、社会保険等の加入者、すなわち現役世代が退職したら国保に加入するという、さらに国保が構造的な要因で財政状況が苦しいと。そういうことで、いわば世代間、保険者間で助け合いをしておるといような、そういう状況であります。市からの繰り入れに関しても、そういう部分あるかと思えます。押しつけといふような、そういう表現というのは、この助け合いといふのを否定するような印象を受けるところであります。

いずれしましても、我々は常に対話と協調を基本に、国保の運営を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

済みません。広域化に対する対応ということで漏れておりました。失礼いたしました。

平成30年度に国保の広域化ということで、都道府県のほうで行うと、広域化になるというふうになっております。この中で、市町村の役割というのは、基本的には会計は県のほうで一本化されるようになりますが、実際のいろんな保険証の発行であるとか収納関係、そういうような事務に関しては、引き続き市が行うと聞いております。

以上です。

○吉本議長　これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員　次に、ごみの減量化についてお聞きをしたいと思うんです。

この間、ごみ処理の基本計画において、平成24年6月に中間見直しの計画が出さ

れてきています。減量化の目標として、1人1日当たりの総ごみ排出量を平成12年度実績の917グラムから約25%削減し、1日1人当たり688グラムにすると。資源化目標についても、平成12年度比で13.1%から平成32年で25%を目標にとしてきています。

この点については、1点目として、ごみ処理基本計画から見たごみの減量化施策の取り組みですね。岩出市における、この間の取り組みの現状というものと実績、課題というものについては、どう認識してきたのか。

2点目として、これまで実施してきた内容面において、今後の対応策については、どのように今後取り組みを行う考えを持っているのか、お聞きをしたいと思います。

3点目として、資源化率の目標を13.1%から25%にする計画において、目標達成の方策として、毎年検証を行って、必要に応じて見直しを行うとされてきているわけなんですけど、年度ごとの状況というものは、この間、どのように取り組んできたのか、お聞きをしたいと思います。

4点目としては、集団資源回収奨励金制度、こういう取り組みも行われているわけなんですけど、50余りの団体などが、今取り組まれているわけなんですけど、この集団資源の回収奨励金制度、なかなか自治会の総会なんかで、うちの自治会でもやろうじゃないか、どうやろう、一遍考えられないかなというような話なんかもあるにしても、実際には、なかなかその中身なんかも含めて、上手に説明なんかもできないんだというような声なんかも聞いたことがあるんです。

そういう点では、今、岩出市においては、これからこうした集団回収の奨励金制度を行いたいんだというようなところには、実際出かけていっているというようなことなんかも、今言われているわけなんですけど、さらに、やっぱり市民への理解と協力というものを求めていくという上においては、岩出市が分別収集なんかを開始したときなんかは、積極的に市が各自治会のところに出向いて、その分別収集の大切さ、またその必要性、こういうものなんかもこの間説明もされてきているんですね。こういう点においては、市としても、こうした積極的な説明会の開催というものなんかについては、どのように考えているのかなという点、これをお聞きしたいと思います。

5点目においては、企業系ごみというものについては、この24年度の計画の中においてでも、量販店やコンビニ等で大量排出事業者から出るごみの収集については、今現在は許可業者が収集しているわけなんですけど、事業者との共同という点においては、計画の中でも収集やそうした収集範囲の見直しに向けて、検討しますとされ

てきています。この点においても、この間の議論と検討面、こういうものがどのようにされてきたのか、この点もお聞きしたいと思います。

そして、最後にお聞きするのは、ごみの減量化という部分においては、今、各自治体でもいろんな取り組みなんかもされて、そして、地域地域においては、いろんなさまざまな状況がある中で、こうした各自治体、知恵を絞って、そして、いろんなことを今は取り組んでいるわけなんです、岩出市として、この間、こうした他の自治体、参考にするような自治体というのは、私は必ずあると思うんですが、そういう点については、岩出市、どのような自治体なんかを参考にしてきたのか。また、研究していくという面においては、どのような視点でこの市としてごみの減量化、これを図っていく研究なんかがされてきたのか、この点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員ご質問の2番目の1点目について、お答えをいたします。

平成28年9月議会において、市来議員にお答えしたとおり、現状を分析し、各ごみ種に対するごみ減量化を計画的に進めるように指示をしており、その後の実績については、家庭系可燃ごみにおいて、有料化前の平成23年度から本年2月末現在を比較してみますと15.5%の減量であり、27年度の12.6%減からさらに減量化が進んでいるところであります。

しかしながら、より一層減量が必要であり、さらに粗大ごみなどにおいても、まだまだ減量化を進める必要があると考えております。このため、29年度においては、リサイクル工房の拡充等さらなる減量化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、生活福祉部長から説明させます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員ご質問の2番目の1点目、2点目、4点目について、一括してお答えいたします。

取り組みの現状と実績につきましては、平成28年6月及び9月議会におきまして、それぞれお答えしたとおりですが、家庭系のごみにつきましては、一定の減量が効果としてあらわれておりますが、事業系に関しては、増加している現状であります。

家庭系ごみにつきましては、区自治会長及び自治会を対象に、排出された家庭系可燃ごみ袋の実態調査見学会開催時に、集団資源回収等の減量化支援事業の啓発も

あわせて実施し、徐々に減量化が進んだものと考えております。

しかしながら、事業系につきましては、エコショップ・エコオフィス認定制度の啓発などに取り組みましたが、まだまだ減量が必要な状況です。

このことから、家庭系と事業系の排出状況の性質が異なることも踏まえ、事業系の特性に応じた対策を講ずる必要があると考えております。

今後における対応策につきましては、引き続き排出された家庭系可燃ごみ袋の実態調査見学会や集団資源回収等の減量化支援事業の啓発を行うとともに、新たに小学校への出前講座など啓発から教育への取り組みも進めてまいりたいと考えております。

また、事業系につきましては、多量排出事業者に対して立入調査によるごみの排出状況の分析を行うとともに、食品ロスに対する啓発を行ってまいります。

いずれにしましても、住民や事業所との対話を通じた粘り強い取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の資源化率につきましては、ごみ量に対しての資源化を平成12年度の実績13.1%から平成32年度には25%を目標に掲げております。処理基本計画の中間見直し以降、毎年ごみ量に対して資源化率を算出しており、平成23年度、19.2%、平成24年度、21.7%、平成25年度、22.2%、平成26年度、21.1%、平成27年度、19.3%となっており、実績としましては20%前後を推移しております。

資源化率を低下させない取り組みでは、資源物の持ち去り者防止対策として、早朝パトロールを実施し、防止に取り組みました。

今後も資源化率を向上させるために、先ほども説明いたしましたとおり、排出された家庭系可燃ごみ袋の実態調査見学会を実施し、可燃ごみのさらなる減量及び集団資源回収奨励金制度の推進を図るとともに、家具リサイクル工房による粗大ごみの再資源化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、5点目、企業系ごみについてでございますが、事業所から排出される廃棄物に関しましては、市及び一般廃棄物収集運搬許可業者が収集を行っており、現在の収集体制で計画収集が可能であると考えております。

次に、6点目、参考事例とした自治体はについてですが、具体的に参考とした特定の自治体はございませんが、自然の力で生ごみを分解する生ごみ処理容器の購入補助制度を取り入れている自治体、あるいは食品ロスで3010運動を実践している自治体などさまざまな事例を幅広く情報収集し、取り組んでおります。

また、研究面についてでございますが、生ごみの水切り、堆肥化モニターによる

実証や各種減量化施策の市民に対するアンケート調査等の実施により、市民のニーズなどの情報収集に努め、減量化施策に取り組んでおります。

以上です。

○吉本議長 皆様に申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長することにいたしますので、よろしく願いいたします。

再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 ごみの問題、これについては本当に市民一人一人の減量化意識というものを高めることが、本当にごみを減らす大きな力になるわけです。市民に対するこうした市の減量化推進の取り組みという点においては、さきのふれあいまつりなんかでもされていましたが、各種のイベント会場において、分別の方法とか、市民が出しているごみの中身の展開調査、この結果なんかも展示がされていました。その中では、可燃ごみが75キログラムのもが出されていた中で、廃プラで5.1キロ、ペットボトルで0.5キロ、紙類で10.3キロ、新聞で1.5キロ、粗大・不燃で2キロもあったんだということなんかも展示がされて、75キロものが56キロにまで減ったというような、まさに分別すれば減量化が図れるということも実際に行われているわけなんですね。まさに、改めて減量化の大切さというのが、この取り組みの必要性というものなんかがわかります。

この点から、ゆえにおいて、岩出市において、今年の6月にこの間の取り組みというものをまとめたような家庭系可燃ごみ有料化事業に関する報告書というものも昨年6月に出されてきています。その中では、総ごみ量面で、ごみ種ごとに減量するメリット、取り組んだ成果が励みになるようなシステムづくりが必要であると。集団資源回収奨励金制度も1団体の増と。事業系のごみについての対応面なんかも含めて書かれてきているんですが、こうした面も含めて、市として、この間どのように市民の意識が変わってきたのかという点、この点についてお伺いをしたいと思うんです。

そして、もう1点は、この報告書の中にはなかったんですが、24年度の市の計画の中においては、企業に対する面、この面においては紙おむつの再資源化というものも書かれています。高齢者の入所施設なんかから出されてくる紙おむつの再資源化に向けて調査研究、こういうものもするんだとされてきているんですが、残念ながら、この報告書の中には、こうした企業関係の紙おむつ対応面、紙おむつに対す

る調査研究面、こういうものについては、一つも記述がされていないんです。紙おむつの再資源化という点においては、この間どのような研究がされてきたのかという点、この点もお聞きをしたいと思うんです。

そして、先ほど、市長のほうからもリサイクル工房の話もされました。その点、こうしたリサイクル工房の設置の面について、将来的な規模とか、運営のあり方面、こういう点については、現時点でどのような認識をされているのかという点、この点についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、分別等によりまして、市民にとってメリット、励みになるようなそういう取り組みであって、市民の意識はどう変わってきているのかという質問だったかと思います。

ごみの減量、特に家庭系のごみの減量というのは市民の協力が不可欠であります。逆に、幾ら行政が旗を振ったとしても、市民の皆さんが動いてくれないと、減量につながらないというところであります。そういう中では、市民の皆さんの意識を向上させるための取り組みを日々考えておるというところであります。

そういう中で、家庭系可燃ごみの展開調査であるとか、集団資源回収のほうのPRを行っておるところであります。市民の意識調査をしているわけではございませんので、どのように変わってきているかというのを一言ではなかなか申し上げにくいとは思いますが、さまざまな啓発を通じて、ごみの減量化の意識は高くなってきているのではないかというふうには推測しております。

それから、2点目の紙おむつの再資源化、どうなったかというところであります。

紙おむつの再資源化について、調査研究をしていくというようなことを中間見直しのほうでは書かせていただいております。現在、紙おむつのリサイクルに関しましては、例えば、紙おむつに関しては、紙の原料はパルプになるんですが、おむつに関しましてはパルプ以外にその中に石油系の素材が含まれておる、あるいは衛生面、使用後の紙おむつということになりますので、衛生面で、なかなか今安心してというような状況にはなっていないというところであります。

堆肥化とか、いろんな方策というのが研究されているところなんですけども、採算であるとか、それからリサイクルするために、逆に多くのエネルギーを使ったり、衛生面あるいは製品の性能等々、なかなかまだクリアできない課題がたくさんある

ということであります。我々としては、その辺の研究も見ながら、引き続き調査研究をしていくというところでもあります。

それから、リサイクル工場の将来的なことについてというお話であったかと思うんですが、今年度の一般会計の予算のほうでもご承認していただきましたが、今回、家具、リサイクルの対象を広げるということで、クリーンセンターのほうへリサイクル工場用の場所をつくるという状況であります。平成29年度中に工事をするわけなんですが、その工事と並行しながら、将来的な経営というか、運営体制とか、その辺に関しまして考えてまいりたいと。当面はリサイクルという部分でありますので、まず、家具のリサイクルというのを進めていくと、そういうところでもあります。以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

教育長から発言を求められていますので、これを許可いたします。

教育長。

○平松教育長 発言の機会をいただき、ありがとうございます。

皆様、きょうはお疲れさまでした。

さて、私こと、この3月31日をもって任期満了となり、教育長の職を退任することになりました。まだ少し早いのですが、市議会議員の皆様にはきょうのこの機会をもって、一言ご挨拶させていただきたいと思っております。

この4年間を振り返ってみて、私なりに岩出市の教育の充実・発展、子供たちの未来のために頑張ってきたつもりでありましたが、市施設で発生した重大事故を初めさまざまな面で、議長を初め市議会議員の皆様には大変ご心配をかけたと思っております。また、その際にはほとんどの議員の皆様からはご理解、そしてご指導、ご鞭撻をいただきましたことをこの場をおかりして、改めて御礼申し上げます。

これらの機会を今後に生かすとともに、本市教育の現状と課題をしっかりと新教育長に申し送り、新教育長のもとで岩出市の教育がますます充実・発展していくことを願っております。

また、この4年間は、岩出市が中芝市長のすばらしいリーダーシップのもとで、道路整備、観光振興など都市としての機能が一段と整い、市制施行誕生10周年記念

を初め、岩出市のこれからの成長・発展が大きく期待できるようになってきたことを実感する時期でもありました。

そんな躍動感を直接肌身で感じながら、この4年間、務めてさせていただいたことは、私にとってかけがえの財産であり、大きな誇りになったと感謝しております。

岩出市は、この先、人口減少、財政不安等市行政にとって、また教育分野にとってもさまざまな課題や問題に直面していかなければならないと思いますが、これからも本市の魅力いっぱい、すばらしいまちづくりに向け、中芝市長を先頭に、市議会、市行政、市民の皆様が心一つに力を合わせていかれることを心から期待申し上げます。私自身も大好きな岩出市のために、今後とも熱いエールを送り続けたいと思っております。

最後になりますが、ここにおられる皆様方に感謝するとともに、皆様方のますますのご健勝、ご活躍を祈念して、ご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○吉本議長 平松教育長、4年間、ご苦勞さまでした。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会することに決しました。

これにて、平成29年度第1回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもご苦勞さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(17時00分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証  
するために署名する。

平成29年3月23日

岩出市議会議長 吉本 勸曜

署名議員 福山 晴美

署名議員 梅田 哲也